

平成22年6月9日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める
請願
- 3 請願第7号 保育制度改革に関する請願

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める
請願
- 3 請願第7号 保育制度改革に関する請願

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清 原 良 典
3番	中 島 貞 次	4番	服 部 千 秋
5番	長谷川 原 司	6番	井 村 淳 子
7番	橋 本 恭 子	9番	花 畑 奈知子
10番	北 川 嘉 明	11番	熊 谷 直 行
12番	上 田 富 夫	13番	村 田 興 亞
14番	桜 井 公 晴	15番	中 井 政 喜
16番	佐 野 芳 彦		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 森 本 麻 友

書 記 木 村 和 義

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 西 村 隆 志

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 村 瀬 学
経 済 建 設 部 長 山 本 武 志
財 政 課 長 香 田 大 然

（開議 午前10時00分）

○議長（佐野芳彦） 平成22年第3回太子町議会定例会（第426回町議会）におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第3回太子町議会定例会（第426回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答

弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いをします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、上田富夫議員。

○上田富夫議員 上田富夫でございます。一般質問を行います。

まず最初に、町民の健康管理についてお尋ねいたします。

太子町において、子宮頸がん予防全般について、またその予防ですけれども、小学6年生の女子児童197名に予防ワクチンをすることによって一生まず子宮頸がんの、がんの恐怖から解放されると思うわけなんですけれども、その費用、医療機関にもよるんですけれども、大体1人当たり4万5,000円から5万円程度、3回するとして、その程度だと言われておるんですけれども、集団でやればもっとかなり安くなるということなんで、そういうことも可能かと思うわけなんですけれども、まず町が女子のいわゆる子宮頸がんについて、どういう認識をされて、今予防をしておけば将来的にでもがんにかかる方がなくなるということで、治療費の抑制にもなると思いますんで、そういう対策をしようとされるのかどうか。費用はざっと800万円から1,000万円以内でおさまるわけなんですけれども、いかがですか。そのことについてお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 子宮頸がんについてのお尋ねでございますが、今上田議員言われますように、子宮頸がんにつきましてはワクチンによる予防手段があるということで、唯一予防のできるがんということが言われております。海外の状況では既にもう100カ国以上の国でそのワクチンの使用がなされておりまして、日本では初めて2009年10月にワクチンの承認がされ、同じく2009年

12月22日から一般の医療機関で接種することができるようになったという経緯でございます。

町の認識のお尋ねでございますけれども、こういった諸外国の例を見ましても、かなり有効ということが数字の上にもあらわれておりますので、非常に注目をしておるワクチンということでございます。しかし、このワクチンの周知というのが、まだ2009年から余り時間もたっていないということもございます。周知がまだ不足をしておる点、また今ご質問のにもございましたように、接種に当たりましては約5万円程度の負担があるということから非常に負担感がございまして、住民の皆様には十分理解をされていないといったのが実情ではないかなというふうに思っております。

全国各自治体を見ましても助成に踏み切るところが今出てまいっておりますが、現在頸がんの予防ワクチンにつきましては任意接種ということでございまして、それらの中で公費助成を求める声が非常に高まってはきておるというふうに思います。国におきましても、そういった声を受けまして定期予防接種化への検討がされるといったところを聞いております。

これまでもH i bワクチン等々のところでご答弁申し上げましたように、本来ワクチン行政というのは国の施策という基本的な認識にはおるんですが、ただいま申しましたように公費助成なしでは普及しないという実態面がございまして、他団体等見ましてもそういった面で助成に踏み切っておるところがあるかと思えます。今後、国の方針、また県の方針等を適切に把握しながら判断をしてまいりたいというふうに存じております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 こんな治療といいますか予防というのは、何も国や県の指示を仰ぐまでもなしに、地方自治体、すなわち太子町で独自で簡単に判断できることと違うんですか。

なぜ国の判断仰がないかんですか。お金がないんですか、800万円か1,000万円。金がないんなら何で1億円もあんな債権買うたんですか、30年間も塩漬けの債権を。違うでしょ。金ないんと違うでしょ。あつたら債権買って、ほいで金ない金ない言うて、こんな。あなた、がんになったことあるんですか。ないでしょ。私は経験あるんです。治療するんにどれだけ金がかかりますか。それから個人負担、どれだけかかりますか。そんなこと考えたら安いもんですよ。それと、女子の検診を2年ごとにしたらいいというて医療機関なんか言うとするわけなんですけど、子宮頸がんかどうかということの検診を2年ごとにすることというのが女性にとって、特に若い女性にとってどれだけ気持ちの上で嫌で負担になると、そんなこと考えたことがありますか。私は、なぜできないかという理由がわからんですよ。それ、はっきり言ってください、できない理由。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先ほども申しましたように、このワクチンといいますのは社会全体で考えるものという性質のものということでございますので、国の施策ということになってくるとこの認識であるということでございます。当然、今すぐこれに取り組むということになりましても、やはりワクチンの供給の問題とか、また保護者の同意といった諸問題等もございまして、やはり整理をするのにもかなり時間を要するのではないかなというふうに思っとるというところでございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 あなた、少なくともこれぐらいなもんは読んどって言いよってんやろな。国立がんセンター、がん対策情報センターが出しとる、少なくともこれぐらいなものは、これとか、がんと心、これぐらい読んどってんでしょ、あなた。読んで物言よってんですか。いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今、上田議員のお示しになった書物については見ておりません。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 私が提案したから、おまえの言うことなんか聞かいかとおっしゃるんなら私は提案撤回しますよ。ほで、やってください。何の理由もなしに断るちゅうのは私は解せんのですよ。こういうことをしたらどうですか、いいことですよ言よんのに、なぜできないという判断しかできんのですか。

この間、これちょっと余分なことなるんですけど、菅内閣総理大臣がおっしゃった中で、最小不幸の社会というのをおっしゃったでしょ。あの意味わかりますか。人々が最小不幸の社会。行政マンというか、町の行政が心がけることというのはそのことと違うんですか。

話、余談にそれですけど、1億円の問題もそうなんですよ。30年預けてどないするんですか、金を。そのうちのたった1割、1,000万円あつたらできるんですよ、今年。きのうですか、名古屋の河村市長が、あの人もユニークな人なんですけれども、基本的には行政と住民ちゅうのは税金を取られる側と取る側やと、その対決やと、それ以外ないんやとおっしゃってましたけど、私もそう思いますよ。税金をあなた方は強制的に取るほうなんですよ。一生懸命働いたその所得の中から、行政は強制的ですよ。出してくださいと違うんですよ。強制的に取るんですよ。取った金をどう使うかというのはあなた方ですよ。そしたら、住民は、取られるのはしゃあないと、法律やから。けど、その取られた税金は我々のために使うてほしいというのは当たり前と違いますか。

私は、私ごとですけれども、孫が10人おるんですよ。そのうち9人が女子、女です。だから、年齢が十四、五歳になったら、上のやつもおりますけども、まだなっていないやつもおります、全員検診を受けると、費用は私が持つと、おじいちゃんプレゼントやと言うて

受けさすつもりであります。もうかなり前に言っとるんですけども。ですから、何よりのプレゼントや思うんですよ。これ、もしこの頸がんにかかったら子供を産めなくなる可能性がありますね。そうでしょ。今、少子化や何やというてわいわい言うてるけども、なぜ先先に手を打とうとしないのかわかりませんわ。もう一度お答えいただきたい。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 上田議員の考えを私は否定するものではございません。ただ、任意接種というのは本来やはり国の施策といえますか、任意ということになれば、これは受ける人と受けない人との受益のバランスといえますか、そういうことも考えられます。そういう意味では、任意接種については本来国が施策としての考え方でやはりトータルにやっていくということをしていくか、その辺のことは十分踏まえた上でないと、上田議員がおっしゃる、すればいいということは私素人的にもわかりますし、データの的にも子宮頸がんにかかる人を受ければ73.1%減らせるというようなことも資料として私もいただいております。そういう意味で私は否定するものではございませんが、先ほど申し上げましたように、任意の場合はそういったことに踏み込むべきかどうかということは国が判断したほうが私はよりよいというふうに考えております。それはなぜかという、今言いましたように受ける人と受けない人とのバランス等もいろんなことがありますので、そういった意味で申し上げております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 国が国が言うけど、国がやったがためにどれだけ間違えたこととしてきたことがありますか。例えば九州のイタイイタイ病、あれ国が国が言うてきて十何年間ほったらかしとったでしょ。その結果あれだけの人数の患者が生まれたわけですね。国が国がで、何で国が国が言うんですか。目の前に、現実にこれ起きている問題ですやないかい

な。それも、たった、たったですよ、私から言わせたら、わずかな金額で、あなた、水道が危ないからというて10億円からの金かけよんでしょ。どこが危ないんや。危ないのうても10億円かけてますやないかいな。あのこと思ったら、この子宮頸がんにかかるお金みたいなもん高しません。あなた、一遍住民に問うてみなさい。これどちらや、水道の水源地を直すのが早いのか、子宮頸がんにお金を使うのはどっちがよろしいと納税者に一遍聞いてみなさい。私は納税者の代表として言うんですからね。私個人で言うのと違いますよ。だから、国がと言うんやなしに町はという話にしてもらえませんか。再度答弁求めます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 水道の例も今いただきましたが、この点は全然論点からは違うのではないかと思います。ただ、先ほど申し上げましたが、任意接種ということで、任意という意味で私は申し上げているのでありまして、国だろうと町であろうと、それは若干似た判断をしてもいいのではないかというふうに私は思います。任意接種ということで私は申し上げております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 こればかり時間とるわけにいかんのですけども、とにかく冷たいね。自分さえよかったらええんですか。人の命というのをもっと大切にするという行政やったらどうですか。何で800万円やそこの金が出せんのかなと、百数十億円の予算の中でですよ。無駄金いっぱいありますやないか。またこれ委員会のほうでもやってほしいと思いますけれども、明確に、今の答弁では私は全然納得できないんでね。いや、お金の部分もそうでしょ。ただ国が出さないから国が出さないから。そやけど、現実に他の市町村で実施してる場所あるでしょ。ご存じやと思うんですよ。あそこはどんなんですか、そしたら。あそこの市長のコメント聞いたら、なる

ほどと私は納得できますよ。よその市町でできるのに太子町ができない理由というのは何かあるんですか、特別の理由が。それだけ最後にお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来申し上げてるとおり、子宮頸がんの予防ワクチンは任意の予防接種でございます。国において定期予防接種化への検討が見込まれるところでございまして、今後国や県の他市町の動向等を見ながら適切に判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 とにかく私は他市町とか、よそと比べてとか、それ大嫌いなんや。何でよそと比べないかねて。自分のことは自分でするんでしょう。何でよそがするのをじいっと見とってやね。ようわからん。それやったらあんたは要らんねや。そこにおっての人、全部。よそがしようやつをそのままねてしたらええだけであって、自己判断要らんやないかいな。全部要らんよ。経費節約になりますやん。そんなことやなしに、自分たちで我が町はどういう判断をするんやと。だから、その判断はこういう理由に基づいてやるんやと。そんなもん、よその町まねするんやというのは、そんなふざけた話はないと思います。それだけ言っというて次行きます。

次は、地域交通の課題と方向性ですけれども、昨今高齢者社会の中で交通の体系のあり方を問われとるわけなんですけれども、太子町はどのように構築されようとしてるのかお尋ねいたします。

それと、以前に公共交通機関とタイアップしてコミュニティバスを走らせたと思うんですけれども、まずあれ途中でやめてしまったわけなんですけれども、あの失敗の総括をお尋ねいたします。

それから、環境とか健康に関して自転車というものが全国的に見直されておりますが、道路の整備とか、いろんなその施策も必要かと思うんですけれども、太子町の対策につい

てお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の高齢社会における交通体系のお尋ねでございます。

現状の高齢者の方々の手段といいましたら、自分で自動車を運転をされる、マイカーですね。それから、家族によりますところの自家用車による送り迎え。また、バス、タクシー等の公共交通機関の利用。それから、本町では社会福祉協議会の移送サービスの利用などが現状でございます。

今後、間違いなく高齢者の方々の数も増えますし、また高齢者だけの世帯の増加というのが見込まれております。そういう社会の中で本当に住民の皆様の足をどう確保していくかといったことは極めて重要というのは今さら言うまでもないんですが、すなわちマイカー依存からの脱却という言葉でもって、本町に限らず、国を初め、どの自治体も、その方策といいますか、それを探っておるという状況じゃないかと思います。

私どもも、現在の公共交通の維持をどうしていくのか。また、その公共交通へのつなぎといいますか連絡をどうしていくのか。また、今上田議員が言われましたように自転車、また徒歩によるこれらの取り組みをどうしていくかという課題は上がっておるんですが、それらの具体的方策ということになりますと、これからその取り組みとあわせて体系の構築、全体の構築を図っていくということで研究をしておるという状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 2点目、コミュニティバス事業の総括についてのご質問でありますのでお答えいたします。

本町のコミュニティバスの取り組みにつきましては、平成16年7月から18年3月までの21カ月間、試行運転いたしました。その結果であります、運行日数は508日、乗車人数

は延べ9,055人、1日の平均乗車人数は17.8人でありました。

乗車人数が必ずしも多くなかったこと、また平成17年に実施したアンケートにおきましてコミバスの運行継続を希望する意見が22%と少数であったことから、平成18年度以降の運行を取りとめることといたしました。これにつきましては慎重に判断し、本格運行を行わないことと決定したものであります。

また、この運行につきましては町内公共施設、病院、診療所等を極力ルート上に設定する、また設定ルートを見直すなどの対策を講じた結果の乗車人数であり、本町の地理特性からも平成18年当時でのコミバスの需要は高くなかったものだと考えております。その意味で、コミバス事業そのものが失敗だったとは考えておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 続きまして、3点目でございます。自転車の対応でございますが、CO<sub>2</sub>の削減が叫ばれております中で、自転車を利用するということにつきましては、温室効果ガスの発生がゼロということで環境に非常に優しい。また、自転車を利用されますと適度な運動になり、健康にもいい。それから、燃料を消費しないといったことによります経済性の面もございまして、また交通におきましても渋滞を起こすといったことの心配のない乗り物といったようなことで、非常によい面が前面に出されておられて、脚光を浴びておるとい、ご指摘のとおりでございます。

先ほどの高齢社会における交通体系のところでも申し上げましたが、マイカーからの脱却ということで、そのマイカーから転換する受け皿としまして、その自転車をどう位置づけをしていくかといったことで、その利用促進を図っていく方策に今現在取り組んでおると。道路の整備、それから自転車道の整備、また駐輪場といったことがこれまでも考え方の中で出しておるんですが、それらを総合的

にどう利用促進を図っていくかというのはこれからの取り組みということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 道路構造のほうからご答弁を申し上げます。

まず、ユニバーサルデザインの考え方に基づきまして、だれもが安全で快適に通行できる空間を確保するということが非常に重要になってくるわけでございますが、現在都市計画道路の一部、沖代線におきまして自歩道のセミフラット化ということの取り組みを始めているところでございます。特に、現在あります都市計画道路、おおむねマウンドアップのタイプの歩道ということで、非常に自転車等歩行者にも支障があるということで、セミフラット型への移行ということで取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 まず、1点目の今研究中やということなんですけれども、その中で課題はどんなもんが出ておりますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 課題と申しますよりも、そのまとめへ向けての問題と申しますか、いろんな移動方法というのが、例としましてコミバス、またディマンド方式の乗り物、そういった例がこれまでもございますし、それらの形態を本町に当てはめる場合どういった形状、形態になっていくのかといったようなことがございます。といいますのが、宅配便的な形態で持っていくのか、また拠点方式と申しますか、ハブ方式に持っていくのかといったような問題について、決め手となる、この方式といったことになかなか集約がされにくいというふうなところで研究をしておるところでございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いろいろディマンド方式も研究されとうようなんですけれども、その中で公共交通機関は別にして、第三セクターでやる

か、それもいろんな方式があると思います。けれども、そういうマイカーから脱却することによっていろんな利点が生まれてくると思うんですけども、それはどういう利点があるかというのを研究されてますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 利点といいますが、その地域の特性的な部分もございまして、都市部、また都市部でないところ等の状況にもよると思いますけれども、もうマイカーの依存というのが今の日本の社会でございまして、これで行き着くところといえますのは、種々問題になっておるところの自動車による、俗に言います環境問題、また渋滞問題、また今言われます高齢者の方々の自動車、マイカーの運転の諸問題といったようなことがございますので、それぞれの地域でマイカー依存からの脱却を図るべしといったことがそれぞれの分野から出ておるというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 それは、今おっしゃったようなことは大概の新聞や雑誌で取り上げてますね。私もいろいろこれ、もう何年も前から私は私なりにもう一度ああいうのを復活できたらなと思ってちょっといろいろ研究しとんですけど、ちょっと提案してみたいんですけどね。

まずは、この総括の中で、人数と日にちとか、そういうふうなものだけが出てきて、何が本当に足らなかってだめやったんかという総括がなされてない。一番肝心のとこなんですけどね、そこが。なぜ利用する人が少なかったんやというこの総括ができてないんですね。

私はあの運行方法をじっと見とって、まずバスが大き過ぎて狭い道に入れないというのが最大の欠点だと思います。したがって、使用車両は私は免許も、だから普通免許、大型免許じゃなしに普通免許で運転できる人のための車。したがって、8人ないし9人のいわゆる小型バスというかライトバンの形式のよ

うな車両ですわね。新車でも200万円程度の車ですわ。それによって、いわゆる門口から乗れて門口でおりられるというタクシーの利便性を備えたような、そういう運行方法を私は工夫をすべきやと思うわけなんです。

それと、回数を少なくともやっぱり、例えば北からと南からと運行するんでしたら、それぞれが2時間ごとに運行することによって、途中は1時間置きの運行になりますんで、それぐらいなことをやらないかと思うんですけども、それは置いといて、私はこのマイカーの依存社会から脱却するために、やはり公共のそういう交通手段というのは必要やと思うんです。それには、1つには地球の温暖化を防止するという1つの利点があります。それから2つ目は、老人の交通事故が問題になっておりますけれども、これを防止できるということですね。それから、車をもともと持たない人、乗れない人、無免許の人、免許を持たない人というのは、これはどうしようもないわけですね。マイカーどころやないんですから。だから、その人たちに対する対策。

それから、これ商店街とつなげることによって太子町のこの中心、もともとこの斑鳩中心における商店街の活性化ということ、大型店に、郊外的大型店に行ってしまう人たちを地域の商店街に引きつけるという商店街の活性化ということが私はできると思うわけです。それと、したがって新しい雇用がそこに町内に生まれると思うわけなんです。私はさらに言えば、深夜を運行することによってもう一度いわゆる町の活性、一段の町の活力の活性ができるんじゃないかと思います。

それから、てんぷら油、今龍野のほうで廃油を回収して、それからそれをバイオ燃料に使うということをやっとるんですけども、私は太子町なら町内でそれをやって、そのバイオ燃料でそのバスの運行をするということも考えられると思うわけなんです。

それから、これはちょっとつけ足しになるんですけども、そのバスの運行によって例

えば図書、図書館の図書の返却とか貸し出しに利用すると。これ、全国でやっとなる町があるわけなんですよ。図書の返却をいわゆるバスに頼めば図書館まで返却してくれるというね。だから、そういうことも可能であるし、あるいはもう一つやりようとは防犯パトロール、いわゆる青パトですね。青パトの役目も兼ねて、防犯のパトロールも兼ねるとか、いろんなそういうことが考えられるんで、私はもう一度、従来のバスというような、そんな発想じゃなしに、全然違った発想というものを、私は第三者、町民も交えて非常に関心のある人があると思うんで、何か研究会を募って、費用かからんと思いますよ、日当も何も出さんでええんですから、好きな者この指握れというような形でやれば費用もかからんと、ええ知恵を出してもらえと思うわけなんですけれども、そのことについての意見をお聞きしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○上田富夫議員 いやいや、ちょっと待ってください。もうついでに言うときますわ。

○議長（佐野芳彦） はい。

○上田富夫議員 それから、その総括の部分ですけれども、これは今言うたのは、あなた、経過報告ですやん。経過報告は聞いてないんですよ。総括を聞いてますね。それから、肝心なところは費用が抜けてますよ。費用が総額幾らかかったんかという説明ない。したがって、今までは、これは説明なんです。21カ月間運行して588日、9,055人ちゅう、こんなもん報告ですやな。そうじゃなしに、総括をお尋ねいたします。

それから、自転車道については、太子町で今自転車が安心・安全に走れる道路ちゅうのは、例えば太子町に道路が何キロあって、延長、そのうちのどれぐらいが安心して走れる道路なんですか。お尋ねいたします。わかればですね。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） まず、コミバスの総括ということで、再度そのご質問がありま

すのでお答えいたします。

16年、17年度の約1年半余りにおいて試行運行を実施したというそのことでありますが、その間担当課におきましては種々の利用促進のための努力をしております。初年度は2路線で隔日運行をやっていたものを、2年度4路線、また毎日運行、ルート変更も行っております。今、上田議員がお尋ねの商店街との連絡ということで、コミバスを利用されて商店街、スーパーを利用されていた方もおられました。また、図書館の利用につきましても、コミバスを利用して図書館を利用された方もおられました。その辺も種々検討した結果、2年間の結果を見て試行運転を取りとめたというそのことでありますが、担当課においては、あの時点においてはコミバスの需要が余り高くなかったという判断をしたものであります。

それともう一点、このコミュニティバスの事業費であります。2年度におきまして決算額であります。2,100万円余りでございます。このうち町費が1,200万円余りというそのことでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 研究会の立ち上げ等の考えは。

○総務部長（村瀬 学） 続いてお答えします。

今後において、こういうコミバスの復活等含めて研究会の立ち上げというご質問ですが、このたびスタートいたしました第5次総合計画の中にも基本計画のほうに、基本計画の政策5、快適で住みやすいまちづくりの体系の中に、こういう今ご質問の現状と課題、また基本的なその方針を述べております。基本的な事務ということで、新たな公共交通サービスの検討ということで、高齢化の進行等により今後交通弱者の増加が見込まれることから新たな公共交通サービスの導入を検討するということを述べております。今後において、今ご提案の部分を含めて検討を進めていくということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 太子町内道路総延長につきましては手元に資料がございませんのでちょっとわかりかねますが、安心・安全の総延長ということも言われましたんですが、具体的に距離数については手元に資料がないということでございます。ただ、特に安全という意味では歩車分離ということで、自歩道の設置ができています箇所、都市計画道路、あるいはまた松ヶ下国道線等につきましては歩車分離ができていますということでは、まずは安心・安全ということにつながるのではないかなというように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 やっぱり検討するということがぐらい不確かな答弁はないわけなんですけれども、検討するというよりも、むしろもういついつまでにやると期限を切って物事を進めないかと思うわけなんですけれども、今まででも検討する、やります言うてやらなんだこといっぱいあるわけなんですけれども、その程度の検討なんですか。それとも、ぜひやってみたいという検討なんですか。どちらですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 今申し上げましたように、交通弱者という一つの課題を踏まえての一つのその計画を立てたということでありますので、16、17年度にコミバスの試行運転を行って、太子町におけるそういう利用の現状、状態もつかんでおりますので、それを踏まえて、今後そういう課題の解決に向けて進めていくというそのことでございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 交通弱者ということを私余り言いたくなかったんですけれども、確かにそのとおりなんです。この斑鳩周辺の方でも、私は役場それから福社会館、図書館、文化ホール、公民館については斑鳩周辺の方はそう不便ではないわけなんですけれども、で

も石海、龍田、太田のいわゆるそれぞれの端っこの方へ行きますと、もう80過ぎると一人じゃどうにもならんと。そやから、その人たちは買い物はもちろん医者にも一人じゃ行けないということで、買い物はタクシー、それから医者に通うのもタクシーと。こういうやっぱり生活環境の中で老人が生活するということ、毎日どういう気持ちで生活をされとるかということをおなた方一週考えるだけじゃなしに、その人たちと話をしてみたたらどうですか、本当に。

例えば、よそのこと言うたら怒られますさかい、広坂、自分とこの地域のこと言いますと、これ一番近いスーパー、直近まで2.7キロあるんですよね。何かしとったら3キロですわ。これ、ひとり暮らしの人じゃ、とてもじゃない行けんのですよ。広坂だけじゃなしに、それは原からあっちのほうもそうであると思いますしね。だから、弱者弱者言われますけど、その人たちはほんま声出さんですよ。出すというても出せないんですね。だから、したがって声が、大きな声が出ないからもう何にもせんのやというのじゃだめやと思うんで、そういう人たちの、本当に声を出せない人の声をくみ上げるということをやっぱり行政はもっと心がけてほしいと思うんですよ。

だれが言いよんか知らんけども、水道にしたってそうでしょ。わけのわからんもんに、わけのわからんもん言うたら怒られるけども、一遍クリプトのあれも総括してほしいんですけれども、14億円、今度また10億円余り、25億円ぐらい使っとんですよ。太子町の予算90億円ですやんか、年間予算が。本当に不要不急なんかなということをもっと、あしたどうしようか、あしたのことやのに、あなた方そのことを考えんと、何かいつ起こるかわからん、例えば地震や風水害と一緒にすわな、いつ起こらんようなことにどんどん金かけていって。もちろんその耐震化というのについて、私は要らんとは言っていないですよ。でも、あしたどうしようかということのほう

の解決も一方でやっぱりきちっとやってもらうということのほうが私は大事だと思うんですけどね。

この高齢者のいわゆる交通の体系のあり方について、全国的にかなり失敗してますわね、今。もう余り固有の市町村の名前挙げたらちょっとぐあい悪いんで挙げませんけども、結構失敗してます。それはもう失敗して当たり前のようなことやとんやからね。バス会社に委託するとか、大きなバスひっ提げてどこどこ走らせてみたりね。あれはもう完璧に失敗ですわ。だから、私はもうこれ2年か3年研究してとんで、あんなもん絶対失敗やと思いますよ。あんなことやったら太子町やらんほうがましです。だから、そうじゃないと、成功の例もあるんですから、全国の中に、かなりの数で成功してるところが。その成功しとるところへやっぱり問い合わせるとか行ってみるとかということを私はしたらどうなんかなと思うわけなんで、それは提案をしときます。次、行きます、時間ないですから。

次に、米飯給食についてお尋ねします。

日本人の主食は米であると考えます。なぜ給食の場合は米でないのか。また、御飯というのは昔から冷たい御飯よりほかほかの御飯のほうがおいしいと思うわけなんですけれども、なぜそれが学校給食ではできないのか。その一案として、今全国的に進められておるのが家庭炊飯器による米飯給食。文部省も言っとるのは、できるだけ米飯給食を多く給食に取り入れなさいということで、今全国でいうと週3.5回ぐらいになっとんですか。もう毎回やとると、毎回実施してる町村もあるわけですね。太子町の場合に、とりあえずやれるところ、一番やりやすいところ。ということは、私は人数的に言うとなら小学校あたりかなという気もするわけなんですけれども、教育委員会には以前の学校給食の特別委員会でも提言してるわけなんですけれども、一向に何の反応もないわけなんですけれども、それについての考えをお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 今回、米飯給食につきましてのご質問でございます。今までどおりの答弁を十分させていただきました。

その中で、ご存じかと思いますが、学校給食につきましては従来パンを中心としたところにより実施したところでございますが、学校給食への米飯導入につきましては、今上田議員が言われますように食事の内容の多様化、また栄養に対する配慮、また御飯の正しい食習慣を身につけていただくという形で教育上の有意義が十分考えられるところでございます。その中で普及を図ろうという取り組みがされております。

その中で、実施するに当たりましては地域や学校の実情、また今言われてますように施設の状況もあるんですけども、条件整備の進捗状況を十分判断しながら実施するようにという形で来ているところでございます。

その中におきまして、本町におきます米飯導入につきましては、ご存じの内容かと思いますが、昭和48年から週1回、それと58年からは週2回、それと平成8年からは週2.5回という形で順次回数を増やしているところでございます。ご質問の中にありましたように、平均的には3.何回が平均になってるかと思えます。今ご指摘のように、5回すべて、5日間を米飯してる場所もあるところでございます。

その中で、本町の米飯給食の内容につきましては、炊飯の方法が委託と、それとセンターでの炊飯という状況になっております。その中で、センターにおきます処理能力、炊飯能力等加味しまして今委託業者と分けて給食の提供を行ってるところでございます。

これからも学校給食は食育という形の中で子供の健全な発達や、また食生活の改善に寄与するものでございますので、学校園につきまます給食の提供につきましては、今本町が継続しておりますセンター方式という形を継続しながら安全で安心な給食を提供していきたいと考えております。

なお、ご質問の自校におきます米飯給食についてのご質問の内容でございました。学校の今の施設の状況によりまして、いろんな炊飯する部屋、また物理的な課題や副食をどうするんやとかという形の供給方法にも現状の施設では問題点も考えられるところがございます。

その中で、今後考えられます給食センターの抜本的な改築計画につきましては、センター方式を基本にするんですけども、給食を提供する体制を継続しながら、今言われてますように温かい御飯とか、いろいろな形の工夫というんですか、これは十分施設の整備や、また言われます食缶等の工夫を加えながら考えていきたいと思ってるところでございます。そして、最終的には、より効率的で、また経済的な運営を行いながら、安心・安全な学校給食の推進に努めたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 あなたがいかように答弁しようとも、そらぞらしいね、聞こえるのは、どんなにしたって、センター方式で委託して、それで米飯、炊飯器で自分たちで炊いた御飯よりおいしい食事ができると思いますか。それともう一つは、自分たちで児童がみずからやっぱり手を添えて食事をつくるというこの作業には委託じゃどうにもならんでしょう。大事なのはそこなんですよ。

それで、話ちょっとそれるかわからんですけども、委託にしたって、この間テレビに出とったん、おもしろいこと言うとったんですよ。全国的なチェーン店を展開しとる食堂がおばさんを採用すると、プロの料理人は採用しないと。なぜかという、もう既に主婦は料理のプロなんやと言った。10年、20年、家庭で料理しとる人はもう既にそこでプロの腕を持つとんのやと。だから、料亭で出す、ああいう料理は別ですよ。しかし、弁当とか家庭で食べるような食事については、あの人たちはプロなんやということを言っていました

ですけどね。だから、職人は採用しないと、職人よりもそういう家庭の主婦を採用してうち全国展開をしとるんやということを言ってますけど、あなた方は我々がそれを言うたときにどない言うたというたら、食の安全が保てん言うたでしょ、そういうパートだけでは。だから、発想が全然違うんですよ。片やプロ中のプロですわ。もし食中毒発生したら企業つぶれるかわからんようなもんですわ。そういうところは、やっぱりきちとしたマニュアルに基づいてやれば何の問題もないわけなんですよ。それを委託委託委託というて高い高い金出して委託しよるわけなんですよ。安くして食材をもっといい食材をしたらどうですかね。そうか、1食の料金を下げるとかね。ほで、米飯についても業者に委託しとるでしょ。あの委託費、結構高いですよ。炊飯器で炊くのとどれぐらい1食について差があると試算してますか、してないですか。お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 後ろのほうからの回答になろうかと思えますけども、龍田の小学校の案件につきまして、特別委員会のほうでいろんな形のご質問いただきました。その中で、米飯給食を5日にしますと1食当たり30円余り安くなるという形の試算はできております。しかしながら、それにつきましてはいろんな抜けてる部分もあろうかと思えますけども、安うなるのは確かに委託しながらするより自校方式でするほうが安いという数字は出ております。しかしながら、言葉の中では食の安全という形をよう使わせてもらうんですけども、しかしその中で給食センターという一つのセンター方式をする中で安心という形の提供はしてまいりたいという形でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 だから、食の安全ということについて、私はセンター方式でやろうが、家庭の炊飯器でやろうが、どこに問題がある

んですかな。ようわからんねや。これ、全国何万、何百万、何千万という人が家庭用の炊飯器で毎日飯食ってるんですよ。何で炊飯器で炊く米が安全につながるのんですかな。ようわからん。

ここに、これ新聞の論評の中で、いみじくも米飯が、これ文科省が言うとなですよ、文科省が言うとなので、週3回以上増えないというのは、設備負担が増えるという自治体と打撃を受けるというパン業界からの反対が強いとやというて、これ文科省が言うとなですよ。あんたらが言うとなと全く一緒や。だから、文科省はどない言うというたら、最近では米粉を使ったパン使えとまで言うとするわけですね。それはどういうことかという、やっぱり食料の自給自足、それから地産地消にかかわっての話ですけど、太子町が果たして米粉を使ったパンを導入できるかどうかというとか甚だ疑問やと私は思うわけなんですけれども。それよりも、米飯、パンをやめて全部米飯にするほうが至極簡単やと思うわけなんですけれども。日本人ちゅうのはもともと米食うて大きなったん違うんですか。学校給食がパンやったというのは、戦後我々の給食のときはコッペパンと脱脂粉乳ですよ。それでしょ。その経験はないですわな、体験は。でも、我々は、それで学校給食というのはしてきたわけですよ。だから、それは栄養改善ですよな、あくまでも、食うもんがなかったから。だから、これはこのまま行きよったら子供は栄養失調になったり餓死すると。だから、学校でコッペパンでも脱脂粉乳でも何でもええということをやったんですよ。それを学校給食が引き継いで、今は違うでしょ。法律的にも、そういうものから食育というところに変わったんでしょ、法律的には。そしたら、もう発想変えたらどうなんですか。法律のほうが先行しよんです、今。何で行政遅れていくんです。法律より先行したらどうですか、私は思うわけなんですけれども。ちょっと教育業界ちゅうのは頭古過ぎる。何にも変わってない。教室の形も明治から変わっ

てないですよ、教室の形、今、あれ見てみなさい、教室があって、南側に窓があって、北側に廊下があって、職員室が1階にあって、全国どこへ行ったって一緒や。こんなところにあるまんねや。そら、改善できるとい何ぼでもあるんやから、まして食みたいなもの、こんなもん全国北海道から沖縄まで食べるもん違うんやから、一緒にやることないんですよ。地域地域で自分たちのとこで産するものを食べりゃええわけなんですよ。なぜそれが全国统一やなかったらあかんのですか。ようわからん。お答えいただきたい。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 教育業界は頭が古いというようなことでいただいたわけですが、まずけども、世界的に見て日本は最高の水準のレベルに達しております。ということは、それだけ認められてるというようなことで認識していただきましたらと思います。

また、本来ならば食ということについては、家庭で食を考え、そして家庭での手弁当が最高のものだと私は考えてるわけですが、今日の社会情勢等をうかがえば、センター方式、学校給食等が一番町民または国民に受け入れられてるという、要望があるというようなことで、各自治体等で給食というようなことが行われてるのが実情じゃなかろうかなと思います。その中で、工夫をしながら栄養士を入れ、また地産地消を考え、そして地域の子供たちに合った食材を選んで、それを配給してるわけでございます。

今言われておりますように、龍田小学校での家庭用の炊飯器での米飯ではいかがというようなことですが、やはり実施されてるようなところは大半が自校方式の学校で取り入れられてるように伺うところでございます。廊下でその炊飯をすれば衛生面等々が疑われるところでございますので、やはり衛生管理が整いましたセンター方式でやるのが町民のニーズにこたえられるものと私は思ってるわけでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 今、教育長の言葉聞いてると、教育業界、教育、古いですよ。わかりませんか、やっぱり。そこにどっぴりつかっとったらわからんのやね、やっぱり。倒産しよう会社の社長が言いわけしようように聞こえまっせ。もっと危機感持ってほしいね。そうでしょ。今の教育業界、教育の危機感持ってないですか。いじめの問題から含めて、学校の先生の問題から含めてですよ、教員の資質から。教員の中で、あなた、このごろ最近ほんまおかしい思うのは、盗撮した先生とか、もう昔やったら考えられんような犯罪が起きてまっしゃな。それは警察官にも同じことと言えるんですけども。しかし、そんな細かなことと言われるかわかんけども、物事は細かいところから派生してくるんですよ。上のたがが緩んだら下がごたごたしてくるというのは当たり前で、教育業界がおかしくないというのは、その認識こそ私はおかしいですよ。

御飯ちゅうようなもんは、おいしく食べるということは、これ人間の幸せの原点ですよ。あなた方、ほんまに家庭でおいしい御飯食べよってないんですか。もし食べようとしたら、その味わいを何で子供たちに与えようとせんのですかな。子供たちにもおいしい御飯を食べる権利はあると思いますよ。ないと思いますか。子供は与えといたらそれでええんじゃないと思われませんか。違うでしょ。できるだけ知恵を絞って、それも費用はかかると言っていないんですよ。安くなるというて、先ほども次長言ったでしょ。最後に、その1点、安くなるのにおいしいものを供給しないということに良心とがめませんか。自分の立場のためにあえて強弁されるんなら、それもよし。しかし、それは教育者としておかしいでしょ。ということだけ言うときます。答弁要りません。終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で上田富夫議員の一般質問は終わりました。

次、橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 失礼します。橋本恭子、通告に従いまして、太子町の災害対策について一般質問を行います。よろしく願いいたします。

西日本各地で大雨となった。今年、平成22年5月24日月曜日、播磨地域も激しい雨が降り、土砂崩れや床下浸水などの被害が相次ぎ、姫路市、西脇市両市の河川で特別警戒水位を超え、一部の住民に避難勧告が出され、ＪＲ西日本は朝のラッシュ時に運転を一時見合わせるなど混乱した。大雨洪水警報が出されたため姫路市や加古川市などの公立小・中学校、高校が休校になったと5月25日火曜日の新聞報道がありました。

太子町においても昭和51年9月、台風17号のときと昨年、平成21年7月19日日曜日から20日月曜日にかけて豪雨がありました。また、今年も5月24日月曜日、朝方大雨で、我が自治会でも3カ所床下浸水の危機状態でありました。太子町内でも土砂崩れや床下浸水で被害が多かったように聞いておりますが、そこで次のことを伺います。

1、今年5月24日月曜日の大雨の被害状況について、できれば校区ごとに状況を知らせてほしいと思います。

2番目、太子町災害対策本部の対応、警報、注意報の発令について、太子町の雨量計はどこにあるのか。そして、1時間に何ミリ雨が降ると国から補助金がもらえるか。それから、対策本部を何時に設置し、対応と経過、解散までをお聞きします。それと、警報と注意報の違いについて。

それから3番目、各幼稚園、小学校、中学校への園児、生徒への休校の連絡体制は地区放送で流されたかと思いますが、これについて伺います。

4点目、丹生自治会の雨水による浸水被害要望について、平成21年10月27日に丹生自治会役員4名と当局6名で話し合いをしまして、要望書をこの日に提出しております。それについての要望書の回答を12月3日にもらいました。そして、1月25日に上下水道の所

長と自治会とで話し合いを持ちましたが、詳しい説明はありましたが、やはりこの状況では要望書が出て優先順位が危険状態にある部分から対応するという説明があったかのように思います。

それから5点目について、今後町の対策について、自主防災組織と自治会防災マップについて伺いますが、丹生の自治会防災マップは平成16年1月につくられたものと思っておりますが、最近のものはあるのでしょうか。それと、自主防災組織は各自治会ともつくっておりますが、これについての訓練とか自治会そのものが余り研究してないかのように思いますので、それについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） まず、先月の24日の大雨の被害状況についてお答えいたします。

今回の大雨による大きな災害は発生しておりませんが、土砂崩れが2カ所、冠水が19カ所となっております。

地区別ということではありますが、土砂崩れにつきましては前山の東斜面、柳地区ですね。それと、同じく前山の西斜面、助久地区でありました。

冠水の19カ所ではありますが、太田地区が12カ所、龍田地区が4カ所、斑鳩地区が1カ所、石海地区が2カ所でございます。

土砂崩れ箇所への対応としましては、土砂と雑木が町道へ流出した箇所、前山の東斜面ではありますが、これにつきましては緊急に対策を必要と判断いたしましたため、災害時における応急対策業務に関する協定に基づいて太子建設組合に応急対策の要請を行い、対策を実施しております。

また、落石のおそれがあった箇所、前山の西斜面ではありますが、これにつきましてはその後の現場調査により落石の危険を確認いたしましたので、その石の撤去を行いました。これはちょっと遅れまして、26日の午後であ

ります。

それと、冠水箇所への主な対応としましては、住宅への浸水のおそれがある箇所、また道路への土砂の流出防止対策としまして土のうの設置を行いました。それと、住民が水路への転落がある箇所につきましてはバリケードの設置を行いました。

状況につきましては以上です。

2点目でありますけども、太子町の災害対策本部の対応、警報、注意報の発令等についてのお尋ねであります。当日の災害対策本部の対応状況につきましては、23日の午後11時30分に太子町地域防災計画に基づきまして、1号配備体制としまして災害警戒本部を設置し、6名が出動いたしました。大津茂川、また林田川等の巡回、気象情報の収集を行っております。24日の午前5時15分に水防指令の第3号の発令がありましたため、本町におきましては2号配備体制をとらせていただきました。職員の約半数ということで94名を招集いたしまして、危険箇所の把握、また巡回を行いました。同日、24日の午後3時に災害の発生のおそれが低くなりましたため、災害警戒本部を解散して、通常業務での対応といたしました。

気象情報につきましては、24日午前2時33分に大雨警報、6時5分に洪水警報が発表となり、24日午後3時38分に洪水警報が解除されましたが、5時50分に大雨警報が解除となっております。降り始めてからの総雨量は大津茂川勝原地点のテレメーター数値によりますと158ミリでありました。最大時間雨量は24日の午前6時が1時間当たり37ミリとなっております。また、大津茂川の水位につきましては、最大雨量を記録した6時の1時間後の7時の時点が最も高く、2.24メートルとなっております。参考としまして、避難判断水位は3.3メートルであります。

1点、2点については以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 部長、総務部長、雨量計はどこにあるか、別。それから、警報と注意報の違いは何かちゅう質問があったんやけ

ど。

（総務部長村瀬学「ちょっと後でまたお答えいたします」の声あり）

はい。

教育次長。

○教育次長（西村隆志） それでは、ご質問いただきました気象の状況に伴います幼稚園、小学校、中学校の連絡体制という形のご質問じゃなかったかと思います。これにつきまして回答させていただきます。

教育委員会におきましては、気象の情報の警報発令時の学校園の登校園につきまして統一的な取り決めをさせていただいておるところでございます。内容といたしましては、午前6時30分現在、気象の表示が若干変わるかと思えますけれども、兵庫県全域や、また兵庫県南部、また播磨南西部もしくは太子町という形の全域に気象に関係した警報が発令されたときには自宅待機の対応をすることになっております。そして、午前8時30分現在、引き続き気象情報の警報が発令されておるときには、その日の授業は休業として取り扱ってるところでございます。何らかの気象情報の警報が発令されている場合には、教育委員会からもその旨学校園長に連絡させていただきまして、対応を依頼しておるところでございます。そして、各学校園の連絡網によりまして各地区のPTA地区員を通じて各保護者に連絡がとられる体制になっているところでございます。一つの方法として、今言われたように地区放送が今回あったかなと思います。

それと、警報時の登校園につきましては、保護者の皆さんへの周知としまして、各学校園より保護者あて文書によりまして年度当初にお知らせをしているところでございます。今回の5月24日の気象状況での対応としましては、午前8時30分現在の状況から今回はすべての学校園を休業と処置をしたところでございます。連絡対応におきましても、学校園の連絡網を利用させていただいて周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時29分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 丹生自治会からの雨水による浸水被害要望についてお答えをいたします。

まず、道路冠水からの不安を解消するというので、平成21年10月1日付で対策に対します地元からの要望が提出をされております。町内各関係機関との協議をいたしまして、21年12月3日に回答をさせていただいたところでございます。

当地域の雨水計画によりますと、県道上太田鵜線ーちょうどゴルフ場からおりてくるところでございますがーから町道鵜北村線以北の排水区分では、速やかに当該地区下流の雨水1号幹線へ流入させることとなっておりますにもかかわりませず、県道を横断しております既設の用水路から丹生地区への雨水排水を呼び込んでしまうというような構造になっておりまして、これが冠水を助長している要因となっていることが判明いたしております。そのため、県道以西において速やかに内水を排除させる流入方法を検討してまいったところでございます。今後につきましては雨水幹線の流下状況等を再確認した上で今年度対策を講じてまいりたいというように考えております。

なお、また地元自治会に対しましては、要望の回答といたしまして、先ほど述べられましたが、1月25日に詳しく説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 今後の町の対応につきましてご質問がありますので、お答えいたします。

有事に際しまして消防体制の確保として最

も重要な組織であります自主防災組織の育成につきましては、今年度も組織表や活動計画の提出を求めるなど、自主防災組織に対しての啓発を行っております。

また、例年行っている防災訓練につきましても、発災型というのか、災害が発生するというそのことで、発災型の訓練や図上訓練の実施を計画しており、より実践的な訓練により自主防災組織に対しての意識の啓発及び知識の習得を促してまいります。

太子町洪水ハザードマップ等につきましては、平成20年度に各自治会に配布を行っており、このマップを活用した図上訓練を消防署の指導により各自治会において実施いただいております。また、住民の皆様にも気象情報等に十分に注意していただくとともに、このマップの活用と日ごろからの避難施設や自宅周辺の危険箇所等を把握いただくなどの取り組みとしていただけるように、「広報たいし」やホームページを通じて注意を喚起していきたいと考えております。さらに、今後におきましては、要援護者の避難支援プランや避難勧告等にかかわる具体的な発令基準等を作成し、有事に備えていきたいと考えております。

それと、自主防災組織、また自治会防災マップについてもお尋ねでありましたが、今申し上げました防災の図上訓練を19年度から実施しております。これは太子消防署の指導において実施をしておるわけですが、各地域の状況にあわせた訓練ということで、ハザードマップ等に各地域、また各地域の大きな図面等、それに危険箇所をいわゆる地域の皆様に入力していただくという活動をしております。そういう意味合いで、新たな今回の大雨の経験等を踏まえて、各地域の防災マップがまた改正されるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、何点か今の答弁の中から伺いたいと思います。再度伺いたい

と思います。

被害状況ですが、今前山住宅についてはちょっと住民の要望やら、ある議員さんお二人が行かれて26日に撤去したということですが、ほかについても、黒岡神社の池の辺にもちょっと水が出て大変だったということと、それから矢田部のターザンの裏側に土砂か何かのような、そういう事故があったかのように聞いておりますが、それについてはどのように処理されたのか伺いたいと思います。

それから、太子町の雨量計についてはどこにあったかまだ答弁がなかったかのように思います。

それから、1時間に何ミリ程度雨が降ると国から補助があり、工事については補助金がもらえるとかというて、防災の太子町地域防災計画に載っていたので、ちょっと私そこをお伺いしたんですが、多分20ミリというふうに書いてあったように思います。

それから、役場の屋上に雨量計があるのではないかというふうに思っておりますが、それはいかがでしょうか。

それで今、これもし太子町の雨量計が役場にあった場合、警報が出た場合、どれぐらいの間隔で雨量を検査されるのか。地域防災計画の中に私書いてあったかと思いますが、それについて警戒基準があるかと思いますが、それについて少し、こういう本部では対応が難しいかなと思っておりますのでお伺いします。

それと、自治会の件につきましては、1月25日、上下水道の所長と副所長が来ていただいて自治会には説明がありましたが、やはり51年9月の台風で100年に一度の大水害があって大津茂川が冠水し、ボートで作業されたような経験を生かし、53年から雨水幹線事業に取り組みされて、53年から平成元年まで工事が完了したというふうに聞いておりますが、それについての考え方と、それはそうかなと思います。それから、市街化区域の幹線推進事業というんでしょうか、それについては

どのようになっているのかお聞きます。

それと、各学校への休校の連絡体制は今次長が言われたように私も記憶しておりますので、いいです。

それから、今後の町の対策について、防災マップについては20年に配布ということでありましたが、私もちょっと見ておりませんでしたので、それはまた見ておきます。

それから、雨水の場合はなかなか公費と私費とありますのでいろんな難しい部分があるかと思いますが、今部長が言われましたように、町長の施策にも出ておりましたが、図上、図上何やったっけ。

（「訓練」の声あり）

図上訓練ね、19年から取り組まれたということですが、それについてはちょっと私理解しておりませんでしたので申しわけありません。それについて今後進めていただきたいと思います。

うちの場合はちょっと要望書見せていただくと、このようにちょっとこの間説明させていただいたんですが、この間の大雨のときにもやはり、ここ県道なんです、ここに水がたまり、そしてここにすごく、駐車場に水が入った家もありますが、かつかつ床下浸水には至りませんでした、この道と、ここがすごく増えて、ここは田んぼなんです、ここでも冠水状態にあります。それから、ここ私とこの目の前の道なんです、溝が狭くて浅くて、ほでここ全部たまってくるので、私とこの道の辺で20センチほど水がたまったんです、この間の雨量でね。それで、そういうことでやはり太子町全域に向けてもこういう道がたくさんあるかと思いますが、要望書はたくさん出ているかと思いますが、今後いつどんな被害が起こる、事故が起こるかもわかりませんので、よく優先順位を考えていただいて、やはり早く取り組んでほしいかと思います。何点か今ちょっと答弁求めましたが、よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 質問事項が多岐に

わたっておりますので、ちょっと抜けるかもわかりませんが。

まず最初に、雨量計であります、議員が今申し上げていただきました、役場の3階の公害監視室の西側屋上、ちょうどこの議場の北側の屋上に設置しております。

それと、その雨量について、それによる注意云々、それについてはちょっと今お答えできません。

それと、警報と注意報の違いであります。警報につきましては、重大な災害が起こるおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。注意報につきましては、災害が起こるおそれがあるときに、それを注意を呼びかけて行う予報です。というそのことであります。

それと、冠水につきましていろいろお尋ねでありますけども、まず黒岡初め住宅地に起こった今回の冠水につきましては、ちょうど梅雨前の溝掃除等がまだ済まされてなかったということで、溝等にごみが集中的に詰まったということで起こったように聞いておりますが、それはそのすべてではありませんけども、住宅地内の冠水はそのような原因があったようです。

そういうことと、それと先ほど申し上げました自治会での防災訓練、図上の訓練でありますけども、19年度から実施してると。昨年、21年度におきましては15の自治会で実施いただきまして、これに対する参加者は663名だということになります。ということで、図上訓練、DIGと申しますけども、広報なんかでこういう啓発を去年の梅雨どきに行っているということで、今年もこういう梅雨どき、出水期を迎えておりますので、それなりの対策を考えていきたいというふうに思っております。

私のほうから以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほど災害箇所の方でございますが、ターザンの裏側ということでお話がございましたが、一部町道が

あるわけでございますけども、そこに敷いてあります砕石が流出したという状況でございます。今後土のう袋等によってさらに敷き詰めていこうというように対応を決めております。

それから、丹生の自治会の件でございますけども、先ほど申し上げましたように県道上太田鵜線以西からの雨水の排水といたしますが、そちらのほうはかんがい用水をかんでいるものでございますので、一部落ち切れなような箇所がございます。今回、県道を横断する手前で、西側になりますが、そちらを手当ていたしまして、1号幹線のほうへ排出しようという計画で現在対応したいというように考えております。

それから、災害の補助の採択といたしますがでございますけども、これは最大時間雨量で判断をいたしまして、30ミリかつ災害があった場合には時間雨量30ミリが基準になると、それ以下であれば災害にならないという、災害として扱われない、事業として扱われないということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、丹生自治会の要望よろしく願います。

それと、いろんな今ターザンのことの裏でも、町道であるので砕石については敷き詰めるということで、対応してくださるようなことで安心しております。いろんな自治会やら、この被害について大変だったんだという声を後で聞きましたので、ちょっと心配しましたので、ここで言わせていただきました。

それでは最後に、安心して暮らせるまちづくりのために、町を襲う危機への備えとして、いろんな災害を想定し、初動体制の確保、防災力の向上並びに自主防災組織のリーダー養成を図っていただき、平成22年度も図上訓練や発災型訓練を取り入れた防災訓練を実施するという町長の施政方針で46万円、事業が出ておりますので、これを徹底していただきたいと思います。

それでは、ありがとうございました。これで一般質問終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午後1時37分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 1番井川芳昭、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、このたびバンクーバーオリンピックのパラリンピックに出場されました円尾智彦選手が見事銀メダルを獲得されということで、同級生の私のほうにも連絡があり、メダルを獲得したということもあって、勇気と感動をいただきました。先日もそのことで、教育委員会のほうで報告会という形で円尾智彦選手が出席され、喜びに満ちあふれた顔で東中の第1期生が第1回の太子町のスポーツ大賞を受賞されるということを私は本当に同級生として誇りに思っております。また、この盛大な報告会を開いていただけたこと本当に感謝しております。ありがとうございました。

では、質問に入ります。

平成22年第1回の定例会の総括質疑の中で保険契約のあり方ということについて質問をしましたが、明確な答弁をしておられない部分が多々ございましたので、今後の対応も含めて再度説明という形で質問をいたします。

1番目の太子町には町保有の自動車の任意保険や行事保険等のさまざまな保険契約の仕事がありますが、全国または県、市町村団体保険契約以外はほぼ太子保険というところの1社に独占的に契約をしているのはなぜかということで、前回の定例会の答弁の中で太子保険さんは紳士的であるとか役場から近いというような形で答弁をいただいておりますが、本当にそれだけの理由なのかなというふ

うに思うんですね。太子町内には保険代理店をやっておられる方、または車の販売関係をやってる方も含めてたくさんおられると思います。皆さんこれ紳士的でないと商売はできませんし、この狭い太子町ですから、店とかおうちを構えられている方っていうのは大体20分、またそれぐらいの時間内で役場には来れるというところで、そういったことは、この近いとかっていうことは全く理由にならないと思うんですが、やっぱり保険契約、太子町の保険契約というのはもう太子保険さんほぼ1社だけなんですね。全国または団体保険契約以外はね。ほかの代理店の名前っていうのが一つも出てこないんです。再度その理由だけお聞かせ願えますか。

○議長（佐野芳彦） から まで続けて質問してください。

○井川芳昭議員 2番目の太子保険さんと過去何年間契約してきたのかということと、それと3番目の太子保険さんとの平成20年度の取引件数と、その保険料の総合計は幾らかということ。

それと4番目、土木工事等の契約では競争入札や随意契約の方式をとっているのに、保険契約はなぜしないのか。これでは保険料金の軽減と代理店のサービス向上が図れないと思うが、今後の対応と説明を求めます。

5番目の本年度の契約状況を説明願います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 保険契約のあり方についてのご質問であります。お答えいたします。

1番から5問お聞きいただいとるんですが、順にお答えいたします。

まず1点目、1社が独占的に契約しているのはなぜかというそのことでありますが、ご質問の保険契約先につきましては、各担当課におきまして経年的なその対応の中で、事故発生時における誠実な対応等を総合的に判断したものでございます。

2点目ですけれども、ご質問の1社に係る経

年の契約についてであります。これについては1社について改めて確認はしておりません。

3点目です。状況についてのご質問でありますけれども、これについては先の20年度の決算委員会においてご確認、ご質問いただいておりますので、これにつきましてもご質問に、その1社についての契約状況につきましては確認しておりません。

4点目です。入札等を保険契約はなぜしないのかというそのご質問であります。これにつきましては、保険料が1,000円程度のももあり、この事務管理については入札に適さないものと思われる場合もありますし、また大きな金額のものにつきましては過去に大手の損保会社も含めた見積もりを徴したこともあります。今後も今の事務形態で進めたいと考えておりますが、そういう中で不都合なことがあれば、そういう形態も変わることもあり得るものでございます。

5点目ですけれども、本年度の契約状況についてのご質問ですけれども、本年度におきましても各担当課において順次加入手続を行っていきますが、全課総体的には把握、確認はしておりません。以上につきまして、各担当課におきまして適切にその事務管理を進めていると考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それでは前の返事とさして変わらないと思うんですね。これ、調べれば多分すぐわかると思うんですよ。何でお答えしていただけないのかだけ再度もう一回質問します。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 先の20年度の決算委員会でもご質問いただいておりますし、とりわけご質問のその1社についてのみ調べるといふんか、ということをしておりませんのでお答えできないということでございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私は、その1社だけで契約

されてるから、そういった1社だけっていうの、過去何年間ということも知りたかったんですよ。以前の議会でもそういうことを問うてきて、今回は返事をもらえるのかなというふうにいると思うておったんですけども、そういう返事でやっぱりご返事で終始されるというのはちょっといかなものかなと思うんですね。ただ1社だけですから、複数あれば複数あるからちょっと調べにくいとかということはあるかと思うんやね。1社だけやのに調べるにも、いや、できませんとかっていうのは非常にこれちょっと疑問なんですよ。私は、これ本当に過去何年間契約してきたかということも多分すぐわかると思うんですけど、これすべて再度お答えできませんか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 町の行事保険等につきましては従前、いわゆる共済保険に入ったり、また農協の保険に加入したりしておりました。ただ、事故発生時等を考慮しましたときに、何度も申し上げますが、誠実な対応等含めて総合的に判断したということでございます。それと、その手の保険につきまして他社の営業等、そういう対応もございませんし、今現在の形を継続したいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 紳士的であるとか役所から近いからとかということで、そういうことで契約もされてきたということですね。この紳士的っていうのは、契約者サイド、こちらでいうたら行政担当者に対して誠実なのか。まして事故が起こったときに、その被害者に対して誠実なのか。その辺はどちらになるんですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 事故発生時における誠実なというその言葉につきましては、双方ということでございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私の知る限り、その太子保

険さんっていうのは、皆さん誠実かどうか、それは対面的なことですから思われてるのかどうかわかりませんが、私はそうは思わないんですね。ここで申し上げることはできないこともあるんですけども。その太子保険さんだけに契約が長年にわたり続いているというふうに私は認識するんですけど、その契約、最初契約に至った経緯、経過っていうのは説明できますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） ご質問の1社に対する経緯、経過でありますけども、それにつきましては先ほど申し上げましたように、従前行事も少なかったわけですけども、種々行事等が増えた段階におきまして、その1社のほうから営業等があったと。それから、我々のほうにもそういういわゆる需要のほうがあったということです。そういう対応が双方にちょうどあったということでございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この太子保険さん、太子町の商工会も入られて、ライオンズクラブにも入られていると思うんですね。こういう団体に入っておられれば、そうやって太子町の保険の仕事というのを一手に引き受けられるのかどうかということもお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 固有名詞はお出しすることはできませんが、何度も申し上げますように、ご質問のその1社については非常に誠実な対応があるということでありまして。それと、こういう保険契約については入札等にもなじまないものだというふうに考えます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 太子町内でも個人で保険代理店やってる方、いわゆる業者という形で保険事務所を構えている方たくさんおられるんやね。保険契約、車にしたら一年一年のこれ更新で、行事保険等に至ってはその日だけとか3日、4日だけの契約で、まあ言うたら代理店資格というのを持っていればだれでもでき

るわけですね。その保険会社によってもいろいろと変わってくるんですけども、一般的には簡単に契約はできて、いろいろと入ることができるんですけど。事務執行において、予算計上であるとか、いろんなところで、そのたびその都度その見積もりをとるってということが非常に難しい内容かなと思たりもするんですけど、決算委員会でも各課ごとにそれは取り仕切ってやっているという話もその決算委員会の中でも聞きました。各課ごとにやるのであれば各課ごとに違う保険会社の代理店を入れて、そこでやればもうそれは既に問題ないわけなんですね。それをなぜ一手にこの一つの代理店だけに、これ東京海上だと思いますが、そうされているのか。その保険の契約件数とか合計の保険料のことも、何年やってるかということを探ねても、わかってるのにおっしゃられない。非常にこれ疑問なんですね。そこに何があるのかなと。これ癒着としか思えへんのちゃうかなと思うやね、僕から見ても、だれからも見てもそうですけど、変えようとしなない、件数は言わないということだね。前も、ちょっと聞き及ぶと、各課ごとという形で、決算委員会の中でも聞いたならそれは各課ごとにやっているという形の中で、ふと聞き及ぶところによると財政課を通らないといけないんやとかという話もあるんですけど何かそういった決まり事っていうのはあるんですか。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 今、財政課を通らないといけないという話は全くあり得ませんので、ここで否定をしておきます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それは返事もらってありがたいと思います。

じゃあ、どっかの業者が営業に来られれば、先ほど部長の話では、ほかの営業も来ないからということで、それはそれでほかの営業がまた来れば門戸広げますということで理解してもよろしいんでしょうかね。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 先ほどご質問の中で癒着という言葉ありましたけども、この事務管理については癒着しているものでもございませんし、ご質問のその１社に行政として確定をしているわけでもございません。先ほどお答え申し上げましたとおり、今後におきましていわゆるその事務管理形態が変わることもあり得るというご答弁しておりますので、そのとおりでございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 最近、議会でもごみ収集の件で森興業さんの話がよく出ることがあるんですよ。それは運搬費が高いとか、随契で何十年もやってるとかということいろいろとやり玉に上がってくることがあるんで、非常にかわいそうやなというふうには思うんですけど、それに比べてこの保険の仕事っていうのは、森興業さんもトラックで走って、もう町民の目に見える形で仕事をされてますんで、やっぱり目につくところでそういう話もなったりすると思うんですけども、保険の仕事っていうのもこれ形がないんですね。別に汚れるわけでもないんですけど。だから、余計に今まで長年にわたって契約してるっていうことは、たちが悪いと私は思うんですね。隠れたところで何かずうっと仕事、土木業者の仕事のように入札でもなし、見積入札でもないという形でね。本当に太子町にとってこれええことなんかなと思うんですね。というんは、今までも予算委員会とかその中で、決算委員会の中でも、その保険の内容をわかってらっしゃいますかということでよく質問をしたことがあるんです。担当課の方にもそういった車両保険、太子町の場合は車にしたら全部一般の車両保険っていうのに入ってるんですね。これはもう保険料金の一番高いやつなんですね。そういう保険に入っとられるというのは、これやっぱり税金なんですね。聞いても担当課の方はどうもわかっておられない。その内容も何を担保されてるのかっていうのもわかっておらないことがよくありまして。こ

れ車両保険の一般条件ていうのは、部長にもお聞きますが、これ何を担保されてるかわかりますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 一連のそのご質問でありますけども、まずご質問の1社については経年の中で誠実な対応をいただいているということであるということと、それと何度も申し上げますが、入札等そこまでなじまないものということと、それと担保でありますけども、それにつきましては補償等のことだろうと思えますけども、その辺も対応も含めて、現在の事務管理の中でそこをお願いしているということでございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 よく車の保険とか一般の方でも更新されるときっていうのは、ちょっと保険料金高いんやと、どうにかして5,000円でも1,000円でもええから安くなる方法はないとか、一般の方っていうたらそういうことで思われることが多いんやね。もう太子町の場合は、今まで保険契約、車両保険にも、車の保険にも限定しますけども、これちょっと高いなとか、どうにかもうちょっと何か何とかなったら5,000円ほど安うならへんのかとかというようなことをお尋ねになったことがありますか、代理店に対して。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 自動車保険に係るそういう対応につきましては、担当課において適切に処理をしているというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 その保険料が高いか安いかわからないていうのは、比較対照がないんやね。どこの保険会社でも、2社でも3社でも見積もりがあってプランがあれば、これはこういったことに担保されとんやとかという形でいろいろと選択ができて、より少ない経費でよりよい保険に入れるとかということを皆さんよく考えられるんですけど。だから、1社で長年にわたって右から左

に契約するから、もう高かったも安かったもそれがわからないんですね。わからないし、それは税金であるから余り気になったりもしないんですよ。これほんまに自分のお金でしたら、これすぐに、今なんか通販で、ネット契約でこういう保険もなったりして、通販は安いからとかという形もあるし、いやいや、そうでは困るから代理店で契約するんやて形もよくあるんやね。だから、そういう二、三社入れば保険料やったら1割ぐらいは簡単に落ちたりするんですね。だから、そういうことが行財政改革というんですか、財政面にもある意味貢献してくるということで私この話をしてるんで、1社だけっていうのが一番ネックになっとるわけですね。だから、そういうことでももう少し門戸を広げてという形でしてもらわないといけないと思うんですよ。この不景気ですから仕事を欲しい代理店さん、たくさんおられるんやね。もうどないしてもとりたいんやと、皆さんノルマとかいあるんことを課せられてますからね。だから、ある意味これは税金で保険料金を支払ってるんやという観点に立ってもらえればすぐわかる話やし、これ簡単にできることやと僕は思うんですよ。その辺はいかがですかね。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 保険契約につきまして門戸を閉ざしているわけではございません。ご指摘のその部分については、また担当課のほうでも種々考慮というんか、検討というんか、いたすと思いますんで。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 ご返事ありがとうございます。

もう一回再度、一番最初の件質問いたしますが、太子保険さんと過去何年契約をしてきたんかと。もう一つは、20年度の取引件数、合計保険料、これは絶対に言えないですか。再度確認します。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） お答えします。

その件につきましては、また1社についてのその確認というんか、しておりませんので、お答えできないということにさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 本当に先ほども私言うたんですけど、複数あるんであればちょっと調べるのに時間かかるかという形で答弁もいただけたと思うんですけど、1社だけなんですね。1社だけやから答えられへんての僕わからないんですよ、それ、わかるのにわからないと言われることが。それも一つあるんですけど、そういう右から左の契約をしてるから、何に入っているかという、保険がね。よく個人さんでもあるんですよ。契約したけど、その封筒あけると、この車にどんな保険がかかってんやろみたいなね。そら個人ですから、もうつき合いの中でやってることがよくよくあるんですね。保険が、もうあの人の頼みやからということだね。これはやっぱり公的なところでやってるもんですから、ある程度いるんなとこを、代理店のプランを出して精査していただいてやっていただかないと、私は本当にそういうところからでも一つ一つ始めていただきたいというふうにこれ強く要望いたします。

○議長（佐野芳彦） 質問がぐるぐる回りよんで、答弁の息が行ってないんや、お互いのあれがちょっと息が行ってないんやけど、あとこの件についてはどうですか、まだありますか。

○井川芳昭議員 いや、もうこの件に関してはこの程度にします、時間の関係もありますんで。

2番目の質問に入ります。安心・安全のまちづくりについて、これは丸尾部長もご存じやと思うんですけども、いつもこれ委員会のほうでも再三言ってきていることで、太子町の太田のローソンのところの、サンスイミングスクールの東側にあるローソンのところで、出入り口付近の国道179号線に面しているので交通量が大変多く、北側からの進入路と隣

のカラオケ店の出入り口もあり、ほぼ立体交差というような状況で非常に危険であり、いつ事故が起こってもおかしくないという、地域住民の方も心配しておられます。行政当局の最終的な判断は立て看板が1つという結果ではありますが、これで安全・安心なまちづくりと言えるのか、今後の対応の説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この件につきましては、これまでも常任委員会の席上でも何度かご意見をちょうだいし、またこちらからお答えをした件でございますが、地元要望に基づいて、やはりあの交差点、角度が直角でないという面もございまして、非常に左右確認等々が難しい。そこへ電柱が立っていたりというふうなこともございまして、地元の要望によりまして、関西電力のほうの電柱についても北のほうへ移動しております。また、町といたしましても、ちょうど交差点付近にございましたWINK、ケーブルテレビ、その単独柱を、それも北のほうへ移動させていただいたというのがこれまでのハード面の改良でございます。ソフト面といいましか、そういった面で、危険交差点といった意味合いでの啓発といたしまして、交通事故多発といった看板の設置をして、ドライバーの皆様、通行される皆様への危険の警報的な看板を設置をさせていただいたということでございます。

それだけでおしまいということではございません。とりあえず町としてできるところからやったというのが今申し上げたところからございまして、それまでやはりどうしても国道179、これが中心になってまいりますので、やはり国、実際管理をされておるのは兵庫県でございますが、県、構造的な面を見ますと兵庫県、また交通の流れといった規制的な面からいいましても公安委員会、すなわちたつの警察署のほうなんです、その関係機関とお話をさせていただき、事故防止のためのお話をさせていただいております、そ

の中でやはり構造的な面の改良については非常にすぐさま着手はできにくいという面がございます。これは、この5月の常任委員会でもお答えをさせていただいたと思うんですが、今後も引き続き危険な交差点ということで、交通事故の防止対策についてお願いがてらお話を続けさせていただくということでございます。非常に国道の東側がちょうどカーブをしておりまして、大変現地見ましても、もう従来からですが、見にくいという面がございますので、そういったあたりの構造的な面の改良となりますと非常に困難をきわめるなという状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 非常に部長の答弁、まさに見に行っていたいて、いろいろとしていただいてるなというふうに私は思っております。ただ、私もその駐車場に、ローソンの駐車場にとまって1時間ほど見ておるときもあるんです。やはりカラオケ店から出入り、歩行者もあり自転車もある、車も北側のところから真っすぐローソンに入ってこられる方もおれば、右、左と回られる方もあって、本当に信号でもどないかなる、なかったらあかのちやうかなというふうに、また地元の方も信号はどうなんやろうみたいなところもあるんですが、その辺の信号をつけるとかそんな話になりませんでしたか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） そういった交通の流れといいますか、そういう規制といった面でたつの警察署のほうとのお話は出ておりますけれども、それらにすぐさま手だてといったところには至ってないところで、協議をしておりますという状況でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今も部長もいろいろと説明していただいた中で、委員会ではそういった経緯、経過の話が余り出てなかったように思うんです。ただ、最終的なことでやれることってというのは看板をつけることだけやったと

いう課長の答弁もこの間あったところで、私の質問したんですけれども、お店側に協議を持っていくってということもされたんですか。そのカラオケ店であるとかローソンサイドに、ちょっと入り口をこっち側にしていただけるかとか、そういったことの話はされました。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まだ店舗のほうへ出向いてはおりませんが、課の中での話ではそういったこともあわせて検討するということで、課内での話はやっております。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 引き続いてそういった形で、地域住民から出た一つ一つの危険箇所っていうのは一つ一つつぶしていくとやはり安心・安全なまちづくりになっていくと思いますんで、また今後とも前向きな形ですね。私が一番願っておるのは、その経過のときにまた事故でも起こらないかなってということが一番心配になるんで、できたら本当に早く、極端なことでもしてでも、どちらかの進入路を、カラオケ店やったらカラオケ店の進入路だけでも防ぐとかという形ででも一つ一つ詰めていっていただきたいと思いますし、この件に関しては地元の自治会とも連携しまして強く要望していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、3番中島貞次でございます。本日は通告に従いまして一般質問させていただきます。本日は教育と福祉に関して質問させていただきます。毎度のことながら一般質問する前は水泳競技で、さあ今から飛び込み台から飛び込むぞという、そういう緊張感でなかなかうまいこと質問できるかどうかわかりませんが、その辺またよろしくお願いいたします。

まず1点目、うつ病対策について質問いた

します。

日本におけます自殺者といえますのは年間3万人を超えているということが報道されており、これはアメリカの2.5倍、それからイギリスの3.5倍という多さであります。

内閣府の発表によります平成21年度版による自殺対策白書によりますと、自殺の原因、動機といたしましては健康問題が圧倒的に多く、64.5%という数字で第1位になっております。ちなみに第2位は経済、生活問題、31.5%、第3位が家庭問題16.7%と、ほかに比べて2倍以上、3倍、4倍のすごい値になっているわけです。

この中で、健康問題の中でもとりわけ多いのが第1位として病気、つまりうつ病が42.8%を占めるわけです。自殺対策する上でもうつ病対策の重要性は大変浮き彫りになっておると思います。そういう意味で、うつ病対策の相談体制と専門に診療できる医療機関の現状はどうかお尋ねいたします。

2点目として、太子町として今後うつ病対策をどのように推進していくのかと、その方針をお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の専門に診療できる医療機関の現状ということでございますが、その前に今現在、今中島議員さんおっしゃいますとおり非常に自殺者の数が多いございまして、平成10年から3万人を超えて、そのまま12年連続ということで数字が出ております。内訳については今質問の中でおっしゃったとおりでございます。

この相談体制というのは非常に大事なわけですが、現在この兵庫県内の保健所で毎月第3金曜日に心のケア相談といたしまして、心の問題で悩みのある方や、その家族の方の相談に応じておるとというのが今の現在の状況でございます。予約制でもちまして、専門の病院の先生によります個別相談が受けられるという内容でございます。

また、本町のさわやか健康課、また社会福祉課の窓口におきまして随時ご相談はお受

けをいたしております、その必要に応じまして保健所の相談窓口あるいは専門の診療できる医療機関を紹介しておるのが現状でございます。

そこで、お尋ねの専門の医療機関でございますけれども、この近隣、たつの市さん、相生市さん、お隣の姫路市さんのこの範疇で申しますと、揖保川病院、それから室井心療内科クリニックを初めといたしまして18医療機関ほどございます。近隣といえますか、通いやすい範囲では特に姫路市さんが多いんですけれども、大体18ほど医療機関、心療内科、精神科等がございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 うつ病というのは大変悲惨な状況に陥るのはご存じかと思います。例えば不眠とか、あるいは食欲減退、原因不明の体調不良等々で、そういうことから例えば病院を転々とされて全く改善が見られぬまま、例えば体重が54キロから36キロまで減ったという方も知っております。そういう状況で、一度うつ病にかかりますと大変な状況になるというのはもうご存じかと思います。

昨今、特に経済不況によりまして会社の間関係とか、あるいは給料が減ったとか、あるいはリストラされて、さあ次仕事どこ行こうとかというふうな状況で大変悩んでおられる方が多いと、そういうふう聞いております。もうちょっと、相談する以前に、こういう症状があれば、うつ病の可能性がりますよというふうな、そういう周知、お知らせというのはできないものか、そういうふうに考えますが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） その周知につきましては、兵庫県が既に取り組んでおまして、こういった症状といえますかサインが出たらというようなことでパンフレット等も作成をされまして、各箇所に配布をされております。本町におきましてはパンフレットが来ておりますので、公共の窓口に置かせてい

ただくということをやっております。

その中身を一つかいつまんで申しますと、好きなことに関心がわかないとか、人と会いたがらないと、また以前と比べて表情が暗くて元気がないといった、そういう目を見た客観的なことが列挙されておりまして、要は当該本人の一番身近な方、職場であれば同僚、また家庭に帰ればご家族といった方が気づくというのが一番であると。国が言ってますのがゲートキーパーというような言葉で、私最初何かなと思たんですが、そういった一番身近な方で気づかれる方がやはりそういった相談窓口へのつなぎ、専門の医療機関へのつなぎの役目を果たしていただきたいということでもって、そういったサインといいますか、それらも列挙してパンフレットにされて配布をされておるという状況でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 うつ病に関して太子町でも社会福祉課並びにさわやか健康課等が窓口になっているという形ですけれども、実際うつ病を家族の中で発症されますと、家族そのものが大変な苦労を味わうと。極端な話、わけわからないのにどこか行ってしまっただけで徘徊してしまうという状況も聞いております。そういう中で、今後太子町としてもうつ対策をいかにやっていくかというのをまたさわやか健康課並びに社会福祉課を中心によく考えていただきたいと、そういうふうに思いますので、今後うつがかなり多いんで、その撲滅に取り組む姿勢をひとつ、決意をお伺いしたい、そういうふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） やはり交通事故死が年々低下して、もう昨年では57年ぶりに5,000人を切った状況の中にあって自殺の数が3万2,000を超しておるということで、国、県におきまして非常に力を入れておりまして、本町へもその自殺対策の窓口の設置といったことも言ってきております。したがって、本町におきましてやはりこの対策については国の方針といいますか指示が大

きいわけでございます。私も中を見させていただきますと、やはり専門分野、これのスキルアップといいますか、それから医療機関の充実といったことが一番必要不可欠というようなことがございまして、その辺町といたしましてそこへつなげる対応といいますか対策について、国、県等々のそうした方針等も踏まえて対応したいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

次、2点目に移ります。携帯電話による電磁波リスクについてお伺いします。

携帯電話の利用実態がベネッセ教育研究開発センターからの調査報告で2008年度は、首都圏の調査ではありますが、中学生では6割を超え、小学1年生で1割、高学年になると4割近くまでなっている、そういう報告があります。そのような中、太子町の実態はどうなのか教えていただきたい。

2点目、海外では携帯電話が発する電磁波のリスクを懸念する医師や研究者が増え、特に電磁波に弱い子供の携帯使用を制限しようとする動きが加速しております。脳腫瘍の発症の危険性が大きいとの指摘があります。欧米各国でも子供の携帯電話使用について制限や禁止をするところも出てきているのが現状であります。日本では子供の携帯電話使用を制限あるいは禁止すべきとの勧告は出してはいない。今のところ脳腫瘍との有意な関連は見られないとのことであります。2008年秋からはコホート調査が始まり、各小学校に依頼をしているようですが、その参加状況はどうなっているのか、把握されているのかお伺いします。

3点目、少しでもその危険性があれば教育現場サイドとしても子供の携帯電話使用に関して知らせるべきではないかと思いますが、今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） それでは、2点目の質問の中で、携帯電話によります電磁波リ

スクについてとご質問が3点ございました。

まず、1点目でございます。本町におきます携帯電話の小学校、中学校の保持率でございます。これにつきましては、本町におきましては学校への持ち込みは禁止という形で取り組んでおる中で、保持してる子供につきましては学校外の利用実態という形での数値とご理解をお願い申し上げたいと思います。中学校におきましては2中学でございます。西中に東中、両方得まして33%の保持率でございます。小学校につきましては4校でございます。その中で14%、平均になっております。これを人数的に置きかえますと、中学校であれば336人、小学校であれば344人という状況になるかと思えます。

それと、2点目の件でございます。ご質問の内容は多分、青少年の携帯電話利用と健康の全国コホート調査という形のご質問かなあと思えます。これにつきましては、総務省が設置しました生体電磁環境研究推進委員会が取り組まれよう研究テーマかなあと考えております。その中で、全国の小学生、4年生、5年生、6年生を対象にしまして、その保護者を対象に、子供が携帯電話を使うことにより病気へのかかりやすさに違いがあるかどうかという形を5年間の期間をかけまして追跡調査をするようになってると認識しております。その中で、町内の小学校の調査依頼につきましては、確認をしましたけども、そういう調査依頼はなかったという形でございます。また、保護者へ対しましての統計調査でございますので、数字的には把握できてないというところでございます。ちなみに、全国的に小学校が多分2万2,000余りの学校かと思えます。数字的には若干古いかわかりませんが、910校余りが協力という形で、4%がこの調査に協力してると伺っているところでございます。

3点目の質問の中身の中に、現時点での携帯電話の電磁波と健康との関連につきましては、方向がまだ示されてないという形でございます。また、この調査につきましても途中

段階ということでの状況から対応が判断が出てないという形を考えております。その中で、今後ともこの関連の情報につきましては十分注意しながら、また推移を見守っていきたいと考えております。その中で、この調査に伴います関連情報が入手また発信できる状況がございましたら、学校関係には発信をしていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 我が町におけます小・中学校における携帯電話保持率、保持数はおおよそ680名ということがわかりました。小学校におきましては、1年から6年まで幅広いんで数字のばらつきが多分あると思えます。

ただ、外国の研究者によりますと、生物学的に見ますと、子供の脳というのは発達過程にありまして、電磁波などの影響を非常に受けやすいと。大人と子供と比較しますと、例えば脳の厚さ、皮膚の厚さ等々全然違うので、その辺の電磁波というのは非常に受けやすいという、そういう危険性が言われております。

例えば一つの書物によりますと、携帯に使われている電磁波を受けた場合、成人の脳の中の吸収量というのは7.6、単位があるんですけども、一応7.6という数字にしときます。10歳児になりますと19.6、5歳児になりますと33.9というふうにして、電磁波というのは小さくなればなるほど受けやすいと。また、目のレンズ部分に対して、成人は1.5、10歳児は7.6、5歳児は17.8というふうに、小さくなればなるほど目のレンズの中にも電磁波というのは非常に入りやすい。それだけ危険性が多いということであります。

そのため、欧米各国では子供に対して、例えば具体的にはイヤホンを使う、直接携帯を耳に当てない、イヤホンを使う、あるいはメールをするとか、あるいは寝るときは携帯電話をまくら元に置かないとかというふうな措置がされておられるわけです。あるいは、そういう電磁波の、携帯の機種によりまして電

磁波を発する強さがあるんですけども、弱い電磁波の携帯を使用するようになるとか、そういうふうなところ、あるいは電波の通りにくい場所では強い電磁波が出ますので使用を控えるとかというふうな、そういう予防手段を張っているわけです。

そういう意味で、同じ地球人でありますから、アメリカ人と日本人は全く別物というふうにとらえるのはいかがなものかと。やっぱり同じ人間でありますから、ほかのところでもそういう危険性があれば日本人にもやはり危険性はあると。日本の国全体がそういう今動きになっておりませんので、やっと日本でも調査が始まったという段階ですんで、何ともお答えしにくいかと思いますが。こういうことも、例えば小学校、中学校あるいは保護者、PTAに関して、外国ではこういう事例がありますよというのをひとつどっかの場でお知らせしてはどうかと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 私、専門的なことを十分認識しておりませんので、そういう影響につきましては、そういう形で示されたときには十分説明できるかなと思います。しかしながら、今の状況で、こういう動きがある中でこういう牽制、またこれを抱える問題が生じますよという形には十分今の段階では周知を図るのは難しいかなあと考えております。しかしながら、今言われてますように、この動きが十分今後示されていく中でそういう発信もできるんじゃないかなあとと思います。そのときには危険性、またいろいろ問題点も十分把握しながら説明できるような状態にはしていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 こういう影響があるということ、何も私自身携帯を使うなということではなしに、安全な使い方ということ、そういうふうなことをひとつ研究されていってはいかがかと、そういうふうに感じている次第

でございます。ですから、一つ危惧するのは、子供の携帯使用者が将来脳腫瘍などにならないようにするためにも大人は打てるべき手はすべて打つべきではないかと、そういうふうに考えておりますので、今後の世界の動向あるいは日本の動向を的確に把握されながら進めていただきたいと、そういうふうに思っております。

次、3点目に移ります。同じく携帯電話のことですけども、携帯電話の有害サイト閲覧防止についてであります。

携帯電話の普及は、先ほどの教育次長からの報告にもありましたが、低年齢化しながら、メールやインターネットが自由に、だれとでもできるようになりました。しかし、その一方で、有害サイトの画像や動画もこちらからアクセスすれば見ることができます。また、逆に、突然こちらの意思とは関係なく配信される場合があると聞きます。保護者としてどのように対策を講じていったらいいのか悩んでおられました。フィルタリングの指導は学校としてどのようにしておられるのかということ。

2つ目、フィルタリングの方法について、保護者の中には理解できない方もいらっしゃいます。今後PTAを通じて、その理解を深める機会、セミナー等を設けてはどうかと思いますが、今後の取り組みについてお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 続きまして、回答させていただきたいと思います。

ご質問の携帯電話に伴いますフィルタリングの指導についてでございます。これにつきましては、学校での取り組みとしましては、学校にはパソコン教室という形で小学校、中学校ございます。その授業の中で、有害サイトの危険性また問題点等を十分説明しながら閲覧防止の指導をしているところでございます。学校サイドから授業の中で、いろんな指導をしていく中で、やっぱり見たいという形の好奇心はだれかて持ってるんじゃないかな

と思います。その中で、そういう状況が社会に十分ございます。その中で、自宅等でのパソコンや携帯電話でのそのような有害サイトへアクセスする可能性は避けられないんじゃないかなあとと思います。その段階では十分そういう危険性を共通認識という形で発信するべきかなあと考えております。その反面、自宅のパソコンまた携帯電話等につきましてのフィルタリング指導までは学校のほうから言うのは難しいんじゃないかなあとと思います。それはあくまで保護者サイドでの取り組み方また考え方が大きなウエートを占めるんじゃないかなあと考えております。社会では本当にこの問題につきましての問題また被害が発生しているというのは十分認識してるところでございますけれども、現状におきます学校での指導体制の中では可能な範囲におきまして注意の喚起は続けてまいりたいという形に考えております。

それと、2点目のフィルタリングの理解につきまして、どう周知を図っていくんやと、もう少し学校からという形もございました。その中で考えておりますのは、そういうPTAからの要望等も受けながら、そういう集会等で発信できるのであれば、そういう説明する機会等も確保しながら取り組んでまいりたいと思います。先ほども言いましたように、この件につきましては行政部分だけじゃなしに、本当に保護者一人一人がそういう危険性等には十分認識する中で少しでも防げるという形につながるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、パソコン教室におきまして、そういうふうな有害サイトの危険性というか閲覧防止について教育されておられるということに関して、今後とも厳しくといいますか、余り見るな見るな言いますとかえって見たがるのが人間の常でございますので、その辺は上手にまたよろしくご指導お願いしたいと思います。

それと、フィルタリングのサービスの件ですけれども、そのフィルタリングサービスを知っているという割合は結構低い。ほとんどの人は例えば携帯を購入するときにはよく、よく言うんか聞かれたんですけど、フィルタリングしますか、されませんかというふうなことを携帯電話会社から聞かれる場合もあります。そういうふうな意味で、フィルタリングサービスを知っているというのは小学校、中学校になりますと非常に低い調査が出ております。小学校で3.5%、中学校で7.1%、父親になりますと32%、母親で16%ぐらいがそのフィルタリングサービスを知っているというふうな回答があるわけです。使っているのは実際に小学校は1.2%、中学生0.8%、高校生でも1.1%と、ほんのごくわずかな人しか携帯のフィルタリングサービスは使っていないということで、非常に認知度、利用度ともに極めて低いという調査結果があるわけです。逆に、これも不思議なデータなんですけども、フィルタリングは知らないというお母さんが実に80%もおられたということなわけです。ですから、世の中全般にそういうフィルタリングについての認識が余りにも薄いのかなと、そういうふうに考えておりますので、今後あらゆる機会を通じてフィルタリングに関して指導といいますか、指導というたらあれですけども、周知をお願いしたいと思います。

これはあくまで学校現場からですけれども、メールが勝手に届くということで、特にチェーンメールなんかの被害が結構大きいわけです。例えばチェーンメールは中1で23.1%のメールが来たと、高1で65.5%のメールが来ましたよと。チェーンメールというのはご存じかと思います。生活福祉部長ご存じですね。特に防犯とちょっと関係がありますんで。チェーンメールというのは不幸の手紙が来るわけです、メールに。それを何人かに送らないとあなた不幸になりますよとかそういうふうな、それがチェーンメールのたぐいなんですけども、そういうふうに関連的に

不特定多数への配信を求める手紙形式がチェーンメールであります。そういう意味で、今後こういう結構チェーンメールというのは多くの中学生、高校生に届いているという実態が出てきますんで、これの対策としては、Eメールであればメールを教えない、だれにもかれにも勝手に教えないという。Cメールの場合は、電話番号さえあればCメールは勝手に行きますんで、その辺難しい面はあると思いますが、そういう、あと出会い系サイトとか、知らない人からのメールとか、いろんなメールが、お金の請求とか来るわけです。そういう対策もひとつ考えなくてはいけないと思いますが、これは教育次長と生活福祉部長からひとつお答えを願いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） フィルタリングの件につきましても、ご存じかと思いますが、有料のフィルタリング、または無料のフィルタリングもあるかと思います。その中で、私自身も携帯電話のフィルタリングについて知っとるかという形になりますと、十分理解していないのが現実かなと思います。その中で、先ほどの答弁もございましたように、本当にそういうサイトへの危険性のことをわかる、理解していただくという形が大切なことではないかなと思います。その辺、家庭での注意というんですか、指導は学校サイドできる範囲はしていきたいと思います。しかしながら、先ほども言いましたように、こういう問題点は保護者が携帯電話を与えるという状況の中で、本当にその危険性があるんやという形のことを十分子供たちと協議また話をしながら携帯していくという形につながっていただければと考えるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 私の考えということなんですが、この携帯の機器に関しましては、本当に今教育次長も言いましたように、大人よりも子供のほうが知識が上といっ

た部分で、非常に指導といった面において、我々親の立場といたしましても、現実問題として非常にしにくいというんですか、わからない部分がたくさんございます。そういった専門にわかるところの俗に言います指導にかかってこようかと思います。ただ、各家庭それぞれ非常に多くのご家庭でもうほとんどが携帯をお持ちでございますので、そのあたりの周知をしていくというのは非常に難しい面がございます。私もテクニックといいますかメカに関しましては全くついていけない状況でございまして、そういった詳しい方をもって指導体制といいますか、案内体制といいますかを組む必要があるというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ただいま生活福祉部長に質問いたしました趣旨といいますのは、過日青少年育成協議会がありまして、そのときにたつの警察の生活安全課長、係長さんが来られて、おれおれ詐欺とか、そういう関連から、例えば有害サイトから不正なお金を請求されて、それを振り込んだりとか、そういうふうな実害の被害があるとかというふうなことで、要はそういう防犯の上からも子供と有害サイトの関係性というのは非常に強いわけであります。そういう意味で、教育委員会はもちろんですけれども、警察との関係性からいきますと生活環境課が直接関係あると思いますんで、そういう防犯の意味からも今後取り組みを強化していただきたいというふうに思っておりますので、また今後子供たちがいろんな面で心身ともに被害に遭わないようにするために、特に大事な思春期を過ごす子供たちですから、特に心の問題非常に大きいですから、やはり防げるものは防いでいくというのが一番大事なことでありますんで、今後その辺の指導と、これは家族一体となつての一つの取り組みでないとなかなか厳しい面もあると思いますが、その辺の指導徹底のほうをまた周知よろしくお願いしたいと思います。

続きまして4点目ですけれども、最初に上田議員からも質問がありましたけれども、子宮頸がんのことでございます。

日本は世界有数のがん大国である反面、国民の命を守るがん対策ではいまだに後進国であります。そこで、がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画では2011年度までに受診率を50%以上という大きな目標を日本として掲げております。そのための方法として昨年度、女性特有の乳がん、子宮頸がん無料クーポン配付を行いました。配付以前と比べて受診率はどのように変わったのか、その成果をお聞きしたい。

2つ目、特に子宮頸がんは年間約1万5,000人の方がかかり、約3,500人、これは1日約10人の割合ですけれども、命を落としておられます。子宮頸がんは、きちっと検診を受けていれば命を落とすことはないと言われております。ところが、さまざまな理由、例えば時間がない、面倒だと、健康だから必要ないと、お金が要る等々で受診する人が少ないわけであります。ところが、気がついたときには遅く、子宮摘出が命を落とすという結果になります。そのために昨年10月から日本でも子宮頸がん予防ワクチンが承認され、12月から発売がスタートいたしました。公費助成によりワクチン接種を促進してはどうかと思いますが、当局の考えをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、第1点目でございます。がん検診の受診率の推移のお尋ねでございます。平成20年度と比較をいたしましての数字でございますが、子宮がん検診の受診率につきましては8.4%から18.6%へ、また乳がん検診の受診率は10%から24.3%へと大幅に増加をいたしました。特に特有がん検診推進事業が、クーポンでございますが、これの配付をしたクーポン対象者だけの受診率を見ますと、子宮がん検診で1.2%から19.9%へ、また乳がん検診につきましては4.8%から28.4%へと、それぞれ

大きく増加をいたしております。内容というんですか、年齢段階を見ますと、子宮がん検診、乳がん検診とも、やっぱり若い世代の受診者数の伸びがございました。

以上でございます。

2点目でございますが、子宮頸がんのワクチン接種につきましては、午前中上田議員さんのご質問にお答えをいたしました。非常に有効なワクチンであるということは認識をいたしておりますが、やはり国の施策といったことが一番好ましい形でございます。社会全体の問題、このがん撲滅につきましてはもう日本の国の問題でございますので、特にそういったことを申し上げたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

昨年度のがん検診無料クーポン実施によりまして子宮頸がん、乳がんとも大幅に増加したという結果ですけれども、ところがこういうデータがございます。先進国、OECD加盟国では、アメリカは検診受診率というのは82%まであります。フランスは74、その他カナダとかノルウェー、アイスランドなど72%、低いアイルランドでも60%。日本全体はどうかといえますと23%、極端に低いわけであります。この23%という数字は、ほぼまだ太子町の数字から見ますと若干上目、太子町のほうがちょっと低いわけですが、それでも過去の実績から見ますと大幅な、クーポンによる効果といえますか、これだけ子宮頸がんの検診を受けられたということは、やっぱり一定の効果はあったと思いますが、まだまだ低いというのが今感じた感想でございます。これは子宮頸がんに対するやはり認識が余りにも薄いと。行政側でなしに、いわゆる日本の女性の方。それは、一つは教育されていないという側面がやっぱり強いと思うんですね。

子宮頸がんにかかりますと、ちなみに子宮頸がんの原因はご存じだと思いますが、HP

Vということです。これにかかりますと、子宮摘出、最悪命を落とすということがやっぱりわからないということですね。子宮摘出になりますと、私から講義をするような格好になりますけれども、要は子供が産めない、赤ちゃんができない。ですから、結婚されて子供を産まれて例えば子宮摘出なった方というのは子供はできているわけですけども、未婚の女性が子宮頸がんになりますと、子供が産めないということは結婚すらできないかもしれないと、そういう悲惨な状況になってしまうわけです。最悪、命を落としてしまうと。最近の傾向として、20歳代の女性というのが子宮頸がんにかかると約3倍かかる率が高くなっているというのが現状であります。

日本産科婦人科学会や日本小児科学会では、11歳から14歳の女の子にそういう子宮頸がんのワクチンを接種するのがいいだろうと推奨されているわけでありまして、午前中の上田議員の質問にもありましたが、やっぱり子宮頸がんのワクチン、費用が高額になってしまうということが一つの難点であります。しかし、その効果ははかり知れないということです。日本の女性の一生を左右する怖い子宮頸がんであります。

子宮頸がんのことはちょっと置きまして、まず1点目のがん検診の無料クーポンの件ですけども、これはこれで私自身は一つの成果があったと、そういうふう考えておりますし、今後PRの仕方というのはやっぱりひとつ考えていかないといけないと思うわけです。無料クーポン、当然検査内容としてはそんなに精密でないといいますが、浅いといいますが、きっちりしようと思えば本当は細胞診、子宮内から細胞を取り出してそれを検査し、あるいはHPV検査、この2つを併用することによって陰性と出れば、もう3年間はがんにかからないということが実証済みであります。そういう意味で、費用としてもこれ安いわけです。3,000円少して2つの検診が同時にできますんで、まず1点、その辺のPRをするべきではないかと、そういうふうに

考えます。細胞診とHPV検査、HPV、あ、HPVはちょっと言ってます、ヒトパピローマウイルスというウイルス菌で、これが子宮頸がんを発症する因となる菌であります。その細胞診とHPV検査、それを推し進めてはどうかと思いますが、PRすべきではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） このがん検診につきましては、検診受診のPRといえますか、お誘いをしてるわけですが、その中にそういった検査内容についてのご提案がございました。完全な検査といえますか、それに近い形での方法でございます。一度、実施をするに当たってはということになるのかといったことをまた検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ぜひと細胞診、それからHPV検査を進めていただきたいと。これは後ほどワクチンのほうでも言いますが、ワクチンはどちらかといいますと思春期あるいは11歳から14歳とか若い世代が有効とされておりますが、20歳を超えたような大人になりますと、この2つの検査の同時受診が一番効果があると、そういうふうになっております。イギリスとかオランダでは2つの検査を併用しますと子宮頸がんの見落としを限りなくゼロにする、そういう取り組みも行われておるわけでありまして、今後PRのほうをまたよろしくお願ひしたいと考えております。

次に、子宮頸がんのワクチンのほうですけども、ワクチンは先ほど言いましたが、どうしても若い、日本産科婦人科学会では11歳から14歳の女の子がいいと。ところが、3回接種で四、五万円かかると言われております。そういう意味で、どうしても個人負担でかかる場合には非常に高額な費用になってくるわけです。現在、日本の政府は2011年度の予算に取り上げようというふうに今考えてい

る最中で、まだ正式には決定はされていない状況です。兵庫県におきまして何とかしてほしいというふうな要望は投げかけておりますが、まだ実施というふうな状況ではありません。今後、恐らく国、県の動向を見ながら町でも対策を考えられるとは思いますが、例えば神奈川県鎌倉市では子宮頸がん予防ワクチンで対象を中学2年、3年の女子生徒にしております。必要とされる3回分の接種費用について、1回につきワクチン代に相当する1万2,000円を助成し、これを除く接種料の1回当たり3,000円を自己負担とすると、そういうふうに神奈川県鎌倉市では公費助成を9月から行くと、中学2年生、3年生の女子を対象にということを考えておられる予定であります。今後、国、県の動向を見ながらという一つの流れだと思いますが、今後どうするのか、その思い、決意をひとつお聞かせ願いたいんですが。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今後のことにつきましては、国あるいは県の取り組みの状況を見ながら判断をしていくということでございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 子宮頸がんはワクチンによって予防できるがんであるというふうに言われております。限りなくゼロに近づけることができる、それがワクチンであります。何を聞くか、ちょっと忘れちゃった。ああ、そうそう、これを言わなくちゃいけないんだ。がんをなくす3つの方策というのがあるわけです。

1点目は、子宮頸がんの精度の高い検診の普及ということです。これはさっき言いました細胞診とHPV検査、この2つを同時にすることによって非常に精度の高い検診ができ、子宮頸がんを予防できると。2つ目は、予防ワクチン接種の公費負担、これによってがんが予防できると。3つ目、これが今後のやっぱり政策として大事だと思います。これ

教育現場にも関係あると思うんですけれども、その子宮頸がん予防に関して一般に対して啓発をしていこうと。子宮頸がんにかかるという結果になりますよ。だから、気をつけましょう。気をつけようと言ったって、これは普通の性行為をする以上どうしても進入してくるわけです。進入してきても免疫があればそれで消えちゃうんです。抵抗力があって消えちゃうんですけども、免疫がなければ5年、10年のうちに細胞に付着したまま、やがてがんへと発展するわけですけども、そのがんの一手手前のところでとめれば、それは円錐削除といいまして、口の部分だけを削除すればそれで子宮も残り、正常にできるというふうなことがあるわけですけども、そういうふうにして一般の方へそういう子宮頸がんのことを告知する、啓発するというのが第一だということで、もう一点だけ気をつけて、特に若い世代に多いわけですから、これは一つ提案ですけども、学校でのそういう性教育が小学校6年生に多分あると思います。5年生でしたか。ちょっと自分の娘がいつやったか忘れちゃったが、5年生か6年生のときに初潮の関係であったと思います。そのときにこの子宮頸がんについても教育をするべきではないかなと考えておりますが、教育委員会のほうのご意見をお伺いしたいと。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） それこそ、そういう指導内容を詳しく統一しなければ、誤ってそういう子供のほうに好奇心で見られるようなところもございますので、そういう資料等を共通のものをつくってPRというんですか、指導というんですか、そういうものに取り組んでいく機関が出てくることを考慮というんですか考えながら、また性教育部会もありますので、そちらのほうへも働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この子宮頸がんというの

は、知らない間にがんにかかってしまうという事です。いざ子宮を摘出しますと、いろんな、死ななくても子宮摘出という状況になりますと、例えばよく聞きますのは、おしっこがいつ出るかわからない。正常な人間であれば尿意を催して、あ、トイレに行かなあかんというのがわかるんですけれども、子宮摘出を受けた女性の方によりますと、いつ、自分で尿意を催しませんから、ある程度の時間間隔を置いてトイレに行って用を足すという、そういう状況にまでなってしまうわけです。あるいは便意を催さないとかというふうな感じで、本当は子宮頸がんというのは恐ろしい病気で、実際生活をする上で困るわけがあります。そういう意味で、予防ワクチンの接種の公費は11歳から14歳を中心に今後取り組みを進めていく方向性で考えていただきたいと思いますが、最後にその辺のことを町長にお伺いして質問を終わります。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この問題、以前のH i bワクチンと同じでございまして、私も今子宮頸がんのこのワクチン接種の件につきましては、県下の町長会、また西播磨の市町長会でも問題提起をいたしております。一緒になって県のほうにも要望等をしていき、速やかにそうした対策ができるように県、県はまた国等々に要望していき、全国国民のすべてにそうした接種ができるように取り組みをしていただきたいということで、これからもやはり市町長会等を通じまして声をかけていきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で一般質問終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後3時09分）

（再開 午後3時24分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 通告に従って一般質問させていただきます。

県道の太子御津線の枯れ木についてさせていただきます。体育館西の県道から南へ矢田部までの両サイドに枯れ木が27カ所ありました。ほんで、アベリアより高い枯れ木が27カ所、目に入ります。これは町民の目の環境によいとは言えないと考え一般質問させていただきました。高いハナミズキやサザンカの木は緑の芽が生き生きしています。その間に枯れ木が27カ所もあるのは目をふさぎたくなるような情景です。“和のまち太子”にふさわしい環境にさせていただくよう県へ訴えていただき、美しい環境づくりに努力していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ご指摘の県道太子御津線、約1,000メートルでございますが、あの道路につきましては太子町のシンボルロードとしての位置づけをいたしております。まさに太子町の中心を縦断いたします重要な道路でございます。そのようなことから、景観でも特に配慮が必要かなというふうに考えております。

また、そのほかの太子町域内を通過いたします県道等につきましても、交通安全あるいは環境、防犯の観点からも注視をしてまいりたいというように思っております。特に危険箇所あるいは環境上好ましくない状況等を察知いたしました場合におきましては、速やかに道路管理者であります兵庫県龍野土木事務所の関係課に対しまして随時要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 私も、西播磨県民局龍野土木事務所道路保全課へ5月20日に行きました。ほんで、お願いできないでしょうか、去

年もおとしも木が枯れてしまってる言うて話しすると、県もお金がないからなあと言われて別れてしまいました。その後、二、三日して職員、岩谷さんというんですけど、職員が視察に来て実態を見ていただいたそうです。その後、県道を通ってみますと、6月5日土曜日には枯れ木が27本から20本に少なくなっていました。また、6月6日日曜日には4本残っていました。7日にやっぱり4本ありました。きのう8日には1本だけ残っていました。6月8日に県土木に行って、1本残して、20センチに切ってきれいにしてくれましたね、ほれから秋から冬にかけて新しい木を植えてもらえるように配慮していただだけませんかと聞くと、県土木は、いずれお金がかかることなんでと口を濁されてしまいます。もし危険状態があればそれは別ですがと口を濁されます。本町としても環境づくりを目指して県龍野土木へ強く強く要望していただけないでしょうか。部長にお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 県のほうにつきましては、通常の管理、年間2回の剪定の管理をいたしておりますが、そのときに枯れ木等がある場合には補植なり植えかえ等を行えるよう、さらに要望していきたいというように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 とにかく今きれいにしてくだいて、あの道路の端に清原議員のおうちがあったり、井村議員のおうちがあるから、きれいになっとなのようわかるでしょ。もうほんまに、いや、だから。何か部長が2回剪定してくれているというて今言われたんですけど、ハナミズキとかサザンカなんかはよく見とるんですけど、でもこれ時間がたったら物すごいぼうぼうにまた生えて、今きれいになっとなんですけど、ぼうぼうになるといって言われているんで、ぜひお金がないお金がないと言われて何ば言われても、今年の県

の費用でできるかどうかかわからないと、こういうふうに県土木のほうから言われているんですが、できるだけ太子町から要望を言わないとしてくれないと思います。だから、どれだけ県土木に嫌われても、だめや言われても要望していただいて、秋とか冬が来たら美しい木を、あの20センチほどある木をぱっと抜いて新しい木を植えるそうですが、お金がないと言われても、要望次第でまた聞いてもらえるかわからないから、ぜひ要望していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 要望につきましては、引き続いて要望してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 花畑議員。

○花畑奈知子議員 はいはい。

○議長（佐野芳彦） 3回、要望しますというて言ってますんで、それ以外の質問があれば。

○花畑奈知子議員 いや、もうありません、ありません。

じゃ、以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で花畑奈知子議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、既に文書で質問を出させていただいております点についてお尋ねいたします。

1点目ですが、降雨が多いときの排水の確保はできているか、災害対策はできているかという点についてお尋ねいたします。

先日の雨で町内は道路冠水等があり、これは本町では最近にない状況でありました。佐用町の被害に比べると被害は小さいですが、それでも土砂崩れ、水はけ、木々が倒れたときの対策などについて考えておかなければなりません。今回の雨での対策に不備な点はなかったか。今後における対策、心構えについてどう考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） このたびの大雨でのその対策に不備はなかったか。また、今後における対策等についてのご質問であります。

橋本議員のご質問にもお答えしたとおりですが、このたびの大雨による対策につきましては、23日午後11時30分に災害警戒本部を設置いたしました。これにつきましては、近隣市町の設置状況と比較しても早期の対応となっております。また、水防指令3号が発令される前に2号配備体制の準備を行いました。今後の出水期に備えた対策として、各職員に対して動員計画の周知を既に行っておりますが、時間外等の緊急時にも迅速に対応できるように職員の危機管理意識の高揚が大切であろうと考えております。また、初動態勢の確保としましても、最も重要な役割を果たします自主防災組織との連携の強化も進めてまいります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 このたびも職員の中には勤務時間外にもいろいろと頑張っていたき、そういうことが今部長が言われたように今後とも職員の危機管理意識を十分高揚していただき、また自主防災組織との連携、これについてはもう少し実践的な訓練など、実践的というか、図上訓練も含めてですが、それがもう少し太子町全域でなされるように役場のほうからも働きかけを進めていっていただきたいなという思いを持っておりますので、その要望だけしておきたいと思います。

2点目に行かせていただきます。教育の充実についてお尋ねをいたします。

先に一般質問で述べましたけれども、本町にも指導主事が必要ではないかとの件についてお尋ねをいたします。町長と教育委員会と協議しておいてほしいとあのとき述べましたけれども、それについて結論が出たかどうかをお尋ねをいたします。

また、現在嘱託指導員が2名いるわけですが、2名の嘱託指導員の職務の内容に

についてご説明をいただきたいと思います。

また、現在嘱託職員は2名体制であります。これになって2年目ですが、嘱託職員1名の体制のときと比べてどのような点が改善されているかについてお尋ねいたします。

教育現場の内容、指導のあり方など、一見すぐには目に見えないもの、しかし教育にとって大切なもののために教育に携わる者（教員）が心しておかなければならない点について、本町の教員に対して一層深くて有意義な指導が教育委員会として継続的になされることを願ってやみません。

町の教育畑ではない行政側のトップや幹部にも教育の重要性をわかってもらえるよう、教育長が一層努力されることを願っています。そして、町内の施設の整備に力を入れてきた、お金を使ってきた太子町に今後ソフト面の充実、特にこの質問は教育の指導の面に光を当てているのでありますが、そういったソフト面の充実に目を向け、行政の側に立つ人たちに目を向けて理解しようとしてもらいたいと強く願うものであります。

指導主事を1人置くのにかかるお金は1,000万円程度と思われます。これまで太子町が行ってきた箱物や施設の充実の費用の一部をこのような面に向けてもらって、他市町に既に置かれているように本町にも指導主事が置かれる日の来ることを願っております。教育長のお考えはいかがでしょう。町長のお考えはいかがでしょう。お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

指導主事の配置についてということでご質問をちょうだいいたしておりますが、この指導主事を配置することによりまして、直接的なかかわりの中で学校現場への指導が徹底、また課題等について現場からの説明等々を受けたときに的確な指導、助言を行うことができるようにということを聞いておるところでございますが、そうした中、今現在2名の嘱託職員で対応をさせていただいております。

この2名は、やはり経験も豊富でございますし、新学習指導要領の内容、また生徒指導、学校経営、教育相談、新規授業等につきましの指導、また子供の学習権の保障、教師が子供と向き合う時間の確保等々にもいろいろと相談に乗り、貢献をしていただいておりますというふうに思っておりますでございますが、指導主事の配置に当たりましては、いみじくも今質問にもございますように、金銭的な問題だけではなくして、それで1名の指導主事を配置するよりも2名の経験豊富な嘱託職員で回していただくほうがよりベターではないかなという思いで教育長と相談し、今の2名体制で臨んでいただいております。この体制を通していきたいと思うんですが、近隣の行政体を見ますと、指導主事の配置がなされているということは私も十分認識はいたしております。そこら本当に、この2名体制のほうがいいか、1名の指導主事を配置するほうがいいのか、金銭面だけじゃなくして、そうした体制のあり方というのは、この1年間また十分に見きわめ、教育長と相談しながら対応を考えていきたいと、このように考えております。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。先ほどのご質問の件ですけれども、町長と教育委員会と協議してほしいということで、結論が出たかどうか尋ねるというご質問ですけれども、今町長さんのほうから言われましたように、嘱託指導員のほうで、現在の2名体制でいくというようなことでの結論でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2名の嘱託指導員の職務の内容というようなことですが、今のところ学校園の努力目標設定指針に関する事項、学校園の学級経営に関する事、幼稚園教育に関する事、教職員の研修に関する事、自然学校推進事業に関する事項、教育委員会評価に関する事項、学校評議員に関する事項、トライやる・ウィークの推進事業に関する事項、その他学校教育に関する事項、表彰に関する事

項が1名の嘱託職員でございます。10項目ございます。そして、もう一名には学校ボランティアに関する事項、心身障害児就学指導に関する事項、学校保健会に関する事項、日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する事、教職員の叙位叙勲に関する事、生徒指導に関する事項、教育相談に関する事項、特別支援教育に関する事項、教育課程、指導要録に関する事項、校園長会に関する事項、学校園の行事計画及び調整に関する事項と、計11項目を担当していただいております。これをこれだけの項目を担当してもらっている分だけが、学校に対する即座に回答ができ、指導ができるということですので、学校のほうの負担というんですか、今も町長さんが出されてましたように子供と向き合う時間が確保されるというような面で非常に有効に働いていただいております。

2人体制の利点と改善点というような項目があったと思いますが、残念なことに去年から2人体制でいっとりましたんですが、1名の嘱託職員が家庭の事情で退職しましたので、新たに2名体制で本年度からいってらるわけでございますが、事務的な内容を覚えながら、また今の言った項目を処理していらっしゃるでございますが、これから成果が出てくるのは、やはり2年、3年と、より教育行政に経験を踏む中からそういう成果が見えてきて、指導体制が確立するものじゃなかろうかなあと思うわけでございます。

そして、教育長の指導主事に対する意見も述べよというようなことですので、私の意見を述べさせていただきますと、確かに近隣の市町を見渡しても専門の指導主事が配置されているのは事実でございますが、現在のどの市町、また国民的な課題になっていきますように、地域の教育力の低下や家庭でのコミュニケーション等々の不足のために社会的に孤立感が増して、学校教育への期待や要望は本当に年々増加しております。また、この傾向はこれからも続いていくものと思っております。

この2人の指導員の配置によってまた効果があるというのは、福祉課のほうと連携も図られて、地域の子供の問題行動、また親の子育ての相談が的確に処理ができて、一つの子供が抱えている課題というものは本当にその背景には多くの複合的な課題がありまして、それを的確に指導ができて取り組むことができますので、その子供たちが学習をし、また学校で楽しく過ごすことによって住みよいまちづくりの環境づくりに貢献していくものと思われま

す。また、学校の現場の教科指導のほかにも安全・安心、防災指導、または食育、情報教育、特別活動、総合的な学習、また道徳、人権、読書指導、小学校での外国語活動、また兵庫県型の教科担任制、体力向上等々の指導が本当にたくさんあります。このような学校現場が本当に煩雑な中で充実していくためには、やはり的確な指導が必要になっていくわけですので、これからも町部局との指導主事の配置等については、現体制を維持しながら実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 文書で質問している中で、嘱託指導員が1名から2名になって改善された点とはということをお尋ねしてるんですが、これについてはいかがですか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 今も1名の者が10項目、もう一名の者が11項目の指導内容を持っております。それが合計21項目を持ってるわけですが、それを2つに分けて図ることによって、今のところ幼・小の部分と、それから中学校の部分というふうに担当を分けて指導してるわけですので、そういうふうに1人が幼・小・中を持つのではなく、2人体制によって、細分化にすることによって指導が徹底するものとしているのが現状でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 この質問を出した時点ではこの件について教育委員会と町長がまだ協議はされていなかったわけですが、数日の間に今おっしゃったようなことを協議されたのであると思います。

それで、今いみじくも町長が言われましたが、お金の問題ではなくてということをおっしゃいました。それで、私はここに指導主事1名って書いてるのは控え目に書かせていただいております。ほかの市町を見ますと、太子町規模でありますと必ずしも1名だけでなく複数指導主事がいるということはご存じのことかと思ひます。ですから、本当は1名でなくて、もっと複数でも置いてもらったら、それは教育現場にとっては、また恐らく教育長の立場にしても喜ばしいことではないかと推察いたします。だから、今おっしゃった、町長が言われた1名の指導主事をお金から考え、お金から考えてという言葉、そのように言われたかちょっとあいまいですが、お金からいえば嘱託員のお金2人を足しても1人の指導主事よりもはるかに安い金額であります。が、どうも私のほうから見ると、お金がもう大変であるからこのようにやってるのだというふうに受け取れます。太子町のこの歴史を見てみますと、どうもこの指導主事を今まで置いてきておられないと。ですから、そういう教育の面に行政側のトップも、もしかしたら十分もっと目を向けていただいていたらよかったのかなと思う面もあります。また、教育委員会、教育長の側でも、他市町ではあるのに本町ではこういう状況である、もっと教育に力を入れてもらいたい、そして、そういういろんな今教育長が説明された、今述べられたのは21の項目であります。が、そういったことを十分現場でそれが果たされ機能していくような、そのような体制にもっと持っていただきたいと思いますという訴えを教育委員会のほうからもしてきてほしかったなと。そのようなことの実態で今日の太子町の実態が

あるのではないかなと私は推察しています。すぐにといい、また難しい面もありますので、そういうことの重要性というものは、また私も教育委員会のほうにも申し上げ、またそのことについて教育委員会から町長部局のほうにも言っていたいて、ぜひとも私は1名を実現してほしいということを言ってるのではなく、教育の充実をさせてほしいと。それは多ければ、1名でなくて2名いたほうが、それははっきり言えばもっといいわけです。控え目に1名ということをおっしゃっていただいておりますので、その点はお理解いただきたいと思います。今ちょっと私が言いましたような線に沿って教育委員会も町長部局に働きかけるなり、考えていただけたらと思うんですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 今も最後に答えさせていただきますように、教育現場の内容といますか現状を協議しながら町長部局のほうへ働きかけることはこれからもしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 教育長も指導主事の必要性については前のときに答えられた答弁でも述べられておられました。私も、それは全く同感でございます。またいろいろとお話をさせていただきますいたり、ぜひ実現に向けて微力ではありますが意見を言わせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

じゃ、これで終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それでは、通告の順に一般質問を行います。

まず最初に、災害対策についてであります。この件ではいろいろ先にも質問があったわけではありますが、特に最近の異常気象と地球温暖化と言われる中であって豪雨というのがあちこちで起こり、またゲリラとも言われ

ておる要因であります。したがって、どこで発生し、被害が出てもおかしくない。比較的災害の少ない当地方でも、先の佐用におけることもありますけれども、本町に近いところでもせんだっての集中豪雨によって冠水とか浸水とかの被害とあわせまして山ろくの崩壊等も起こっております。これらのことについて伺いますが、これらは実際上行政として掌握をしておかなければなりません、予測ができたのかどうかは私は問題だと思います。予測ができておれば必要な対策のための手だてが講じられる、こうなるわけですが、この点どうか。

それから、いわゆる住民の安全・安心というのは町行政の主要なことでもありますし、そのための対策が今後もこれに対して必要なんですありますが、その点についてとりあえず説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） このたびの雨による被害について予測ができたことか、また安全・安心のためのその対策等についてのご質問であります、今回の大雨につきましては、総雨量については予測も出ており、予測はできましたが、時間雨量が最大となりました午前6時前後の強い雨に伴う災害についての予測は困難でありました。しかしながら、職員の連絡体制の整備や日ごろからの予防対策により被害を今後において軽減することは可能と考えます。

また、洪水ハザードマップを活用して、それぞれの地域の実情に応じた図上訓練など各自治会と連携して実施し、危険箇所の把握を行っていきたいと考えております。

さらに、地域防災計画に基づき予防対策を講じ、災害が発生した際には迅速な対応を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先の報告、全協で報告を求めたとき、さらには先の説明でも山ろく崩壊箇所が2カ所で、あと浸水等の箇所19という

ことではございましたけれども、こういうなぜ私が予測ができたかどうかを聞いたかといいますと、一つは崩落等が起こったところの今後の危険性ですね。特に今回は前山のところなんですけれども、40年余があるわけですが、岩、いわゆる岩だから、岩まで削って、岩だから安全だと、こういうふうに思っていた人もたくさんいらっしゃる。そういう中で今日一応崩落が起こってるわけですから、これらについてやっぱり例えば太子山等の急傾斜地対策もこれまでありましたし、そこに住んでいる人は前に、51年災のときにはあちこち起きましたし、ここは大変、自分たちがその後視察をしても、こういうところはえらいとこやなあと思うところも山田のほうでもありました。しかし、そこでおうちを建てられる、そういうことについては建築確認申請などを通じて実際はまあまあオーケーされてるわけですよ。そういう中でのことなんで、今回も40年余りこんなことなかったのに心配だというのもありますし、またそれに対する対応が必要だと思うんですよ。その辺はどうか、対応について説明を求めておきたいと思います。

それから、浸水等もそうですが、今回も、先ほどもちょっと指摘がありましたように、一つの例としては太田の城山からのストレートに水が道のようなところを通して流れてくる。そしたら、東西の側溝で受けられない。当然ですわな。上から出てくるもので、上には堰堤もつくられて一定のことはあるんやけども、51年の災害の教訓の中からつくったものでも今回は排水機能をそれぞれが果たしていないと、こういうようなことが起こってると思うんやね。

それから、その浸水等の中では道路等公共施設が堰の役割を果たす、こういうことで起こっているところが比較的高所であったり、太子町の上流域ですね。一つは、平地では市街化区域内の馬場とか、あの辺です。それから、比較的高所というのは広坂等のことがあります。縦断している県道などによってその

排水機能を失う、そういうような状況があると思うんですけど、それらについてもきちっと対応がなかったら、災害を未然に防止したり、安全・安心のまちづくりはできないと、こうなるんです。そういうことについての取り組み。それから、予測ができないはずのないものですよ、すべて、それは。

それから、先ほど馬場のことも言いましたが、水路に排水機能を求めとるから、とてもじゃないが一定の雨量ですと排水がきかない、それがあふれる、そして古い、比較的低い造成されているおうちは今下まで来ると、こういうような状況が起こってるわけですね。水路の機能はあくまで水路です。河川、排水を主としたようなところに誘導しなければならぬわけなんです、それらのことについても予測ができれば必要な対策を講じるということですが、その点はどうかということなんです。

それから、暗渠とか溝ぶたが結局は障害になったりしているところ、これも馬場のところなんか見たらようわかります。前にも私は昨年度、一昨年度の災害のときにたつの中垣内川の例をとったりして言ったことがあるわけなんです、暗渠から吹き上げてくると。こういうことのために予想しなかったことが起こるとということがありました。それらを教訓にしたら、それらの障害を取り除くための手だてを講じるっていうのが大事なんじゃないかと思うんですよ。その辺のところも予測ができることですから対応が必要だと思うんです。

あわせて、水の問題は、上から下へ流れるんですから、どっかに滞留するところがなかったら、いきなり排水できないところでは滞留が必要、遊水が必要と、こういうふうになるんですが、それらも今、佐用のときにもいろいろここで論議されてるわけでありまして、あちこちで今問題になってる中で、遊水機能を果たすための施策、都市公園も含めて、また遊休地、農地を含めて手当てをしていくようなことが必要であるということと言

ってきましたけれども、それらの確保の手だても予測ができればいいといけません。当然のことだと思うんですが、そのことと、それから万一の場合のマップの問題では避難所の再整備、とてもじゃないが水が出たときには、道路が水路化しちゃうわけですから、わかんわけですから、避難所があっても避難所まで到達できない、そういうときの避難所の設定、こういうことも必要だと思うんです。すべて予測ができないものではありません。予測をしたら対策が必要なんです。そういう点、説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） まず、危険箇所等の確認とか対策についてのそのご質問で、このたび前山において東斜面と西斜面の崩落が発生したわけでありまして。特に助久地区の前山の西斜面で落石等のおそれがあったということでございますが、太子町の洪水ハザードマップにも町内の急傾斜地崩落危険箇所という確認で色づけをしております。また、太子町の地域防災計画におきましても急傾斜地の崩落危険地ということで、全部で53カ所を上げております。これにつきましては兵庫県のほうに通知をしまして、兵庫県の告示をしているものであります。そういう中に今回のその助久地区の西地区も含まれているということです。

こういうことに対するその対策等、今後の対策であります。先に午前中にも申し上げましたハザードマップを活用した図上訓練というものにおきまして、各自治会において各地区内の危険箇所を日ごろから確認いただくという活動を今続けているわけでありまして、今後一層、今回進めておりますのはD I G活動と申しますけれども、地域の人を知る、いざというときに頼りになる人はどこにいるのかということ。近所に手助けが必要な人はいないかという、人を知ること。また、地域を知ること、自分の住む地域がどうなっているのか。また、災害時に大きな安全な場所、危険な場所はどこかとい

う、地域を知る。もう一つ、災害ですね、災害を知ること。どこで、どのような災害が、どれぐらいの規模で予想されるのかと。この3点について地域で確認をしていただくということで、今こういう地域での図上訓練を進めているということでありますので、ご質問の内容について、そういう危険箇所、地域の危険箇所を地域の皆さんにみずから知っていただくということを今後も一層続けていきたいというふうに考えております。

それと、流水とか冠水の部分については経済建設部長のほうでまたお答え、私のほうから避難所の再整備の設定等についてご質問があるわけですが、これにつきましても太子町の地域防災計画に町内の避難所、避難場所等を掲載しております。日常のそういう図上訓練、また我々が地域に入っているんな地域のお話を聞くに当たりまして、ご質問のその点につきましても今後改めて確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほど総務部長のほうからもございましたが、急傾斜地につきましては現在指定のある太子山の分が今県のほうで工事を進めていただいております。以降平岩あるいは丹生というような状況で危険箇所の対応をしていく計画で現在県のほうでお願いをいたしております。

それから、道路公共施設がつかるということで、特にこのたび道路が堰になってということで、龍田地区でバイパスから北側で一面海のような状況がございました。これにつきましては、昭和60年に都市下水路の認可の取得をいたしまして、現在計画としては排水計画等については持っております。既に公園化、総合公園の事業化などでは現に大津茂川へ流下が懸念するために町道の松ケ下国道線に新たなボックスカルバートを埋設しております。太子龍野バイパス以南の排水機能は現在所期の目的を達成しておりますが、バイパス以北につきましては既設の隅田川拡幅並

びに本線からのバイパスを整備することによりまして大津茂川に排出するというような計画としておりますが、現在の状況は非常に厳しい状況で、事業化につきましては至っていないというような状況でございます。

それから、水の問題というか遊水地の話でございますが、特に市街地におきます遊水地につきましては必要性を感じております。今後、都市計画変更の手続をしてまいるわけでございますけれども、遊水地の指定等についても当然その分については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど説明がありました急傾斜地のことについて、一応平岩と丹生ということが挙げられておりますけれども、全体的には先に説明があるとおり急傾斜地はあるわけですね。ほで、かつてはやっぱり原坂でも、今回はあそこはそれほどなかったわけですけども、原坂のところでああいう崩落が起こるようなことが起こった。だから、どこでどういうふうにかかるかわからへんと。だから、太田の田中のところでも、今ちょっと言いましたけど、東西の側溝なんか狭いもんでしょ。住宅造成のためにつくったようなところへ流れていったってどうにもならへんと。そういうところにストレートに堰堤の側から落ちてくると、それはどうにもならんからさばき切れんことになる。おまけに流木等が出てくると。狭いところですから、何ぼ深うても同じことで、それが障害になったりしてより一層危険を増大させる、そういうふうなことが起こっているわけですね。

それから、市街化区域の中では、なぜ馬場とか北のほうを取り上げるかというのは、北にあっても南へ東南の方向に本来的だったら水が流れていくように北西のほうから大体地形がそうなってるわけで、自然に逆らわないように流下させていく。市街化区域の中ってというのは、それぞれの道路が一定の高さを、路面高を持っとる。ほいで、その下に暗渠的

なものが一応入っとる。東西で受けて南北で処理する、それが機能するようなところは極めて少ないんですよ。鉄道の下のことでもよく論議されるけれども、やっぱり南北の処理がついて初めて大津茂川の側に水処理が行われたり、太子の場合は内陸部ですから播洞川のほうに向かって姫路市で受けてもらうと、こういうふうにならざるを得ない地形の中にあるわけですから、上流域は特に遊水がなかったら、いつときに危険が伴う、そういうことになるんですよ。新しく家がどんどんどんどん建ったら、いや応なしに低いとこに水が行きます。これ当たり前のことですね。その中で、古くからあるうちは犠牲になっとたらよろしいと、もし町が思とんだったら、そこで今言ってみたらええと思うんですけど、そんなむちゃな、太子町の今日に貢献したところで、その人たちは犠牲になったらよろしいと、そういうことではない。そういうことも含めたら、一定の遊水を確保しない限り、当面のことも、安心・安全は買えないと、こうなるんですよ。僕、今までその西中学校のところの西本町の向こうのことよう言いましたけど、同じことがあちこちで言えるんです。しかし、上のほうで問題になってるのもそういうことです。

それから、龍田のバイパス以北のことについては、いっつもあそこら辺は白海になると、そういうようなことの中で、先ほどちょっと答弁にありました総合公園から2メートル50のボックスで流していく、だからあそこでは調整池は要らないということで町はやってきたんですよ。ほんでも、調整池必要だといふところの中で調整池は不要やと。ほいで、その排水管をいける。そして、農免道路にまた同じように管をいける。それで処理ができるということで、2本の隅田の関係のものはできるから安全だと言うてきたんですよ。しかし、西からの水がああ暗渠に落ちます。一方の水はそれ以上とないも、あっことで吹き上がるような状況ができて、ドウグワンノ橋のところです、それから南はそれぞれの

とがありますから、なんですけども、あそこで衝突をしたら排水どこやない、あそこで吹き上がるぐらいの勢いであると。こういうことで、県道、今の町道になってますけど、上太田へ行く道の北側も白海だと、瞬時に白海やということが起こるとるわけです。だから、今までには5月、こういう時期にはそんなことはなかったわけですね。だから、時期構わず、いつどういう形のものが出てくるかということですし、その前山のことであったって、箇所はそういうふうにしておりましてというものの、やはり山林の管理を含めて、山林っていうのは自然に岩のところも風化をしてくる、亀裂を通じて崩落も起こる、水を抱える力が薄ければ薄いだけ崩落が起こりやすい、そういうようなことが起こってきてるわけですから、本当に危険が予知できた、こういう予測できたんだったら予測できたような対策が、これから水の問題も、急傾斜地と言われる、いわゆる傾斜地のところも必要な対策が行われて当たり前と。

それから、広坂の例ちょっと挙げましたけども、これは町は今までにも現場でも説明聞いたところなんです。知らないとは言えないところがあるんやね。あれはやっぱり県道を越えて、側溝を通じて排水がきかないといけないうのに、実際はいわゆるヒューム管的なものがいかってて、それがもうどうにもならんから越えるっていう、あっちこちあるんですよ、これは、1カ所でないですけども、そういう問題が起こってるというのは、いわゆる暗渠的なところにいろんな障害が起こる。それから、溝ぶたのところ障害になる。出てくるところはいっぱいあるわけですから、それをやっぱり言うてことは、必要な対策講じなあかんと。現場も見たはずですからね。それらのところから、もちろん緊急度のある危険なところから工事にかかったり、そういう安心を確立するっていうことは大事なんですけどね。しかし、必要なことについては速やかに取り組むということがなかったらいけない。

それから、遊水のためには何を置いてもやっぱり遊水に必要なこと、これから排水を確保するというでもすぐにできるわけじゃないですから、少なくとも遊休地の借り上げ等の対策を含めて必要な取り組みをしないと、浸水等から住民を守ることはできないと思うんですね。そういうことについて再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 急傾斜地、また雨水の排水についてのそのご質問でありますけども、総合的に私のほうからお答えいたしまして、またあとつながりますけども。

山の急傾斜地につきましても、また水につきましても、こういう太子町の都市的な大きな変化のもとでも、やはり地域の長年の覚えというものがあろうかなと思います。何度も同じことを申すわけですけども、そのためにいわゆる自主防災組織また自治会でのその確認を町のほうがさせていただいて、一緒に地域のそういう覚えを再度確認して、地域の実情に応じた対応を今後進めていくという取り組みが一層必要なあとというふうに考えます。同じ答えでありますけども、そういう活動、そのためにいわゆる図上訓練等を一層進めていくというふうに考えております。

総合的には以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 特に市街化区域内の水処理という部分につきましては、先ほども申し上げましたが、雨水計画の見直し等を行う予定でございまして、遊水地等の設置等についても今後検討するという状況になっております。

それから、道路、広坂、特に広坂周辺の箇所につきましては、先ほども申し上げましたが、現在排水の計画としてはございますが、実際には事業に至っていないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 事業にあったらいついつど

うやというて、そこはやっぱりそれぞれちゃんとしとかなんだら、あんなして言うとなのに言うてということに当たり前になるんですよ。また、後追うてこういうことが起こったら、あのとき言うとなのにと。ほで、もし何か人災的なことが起こったたらどないするか言うて、先ほどなんか人災のことありましたけど、やっぱり人災起こったらどうするかということもありますし、明らかに排水機能障害になってるようなところは少なくとも除去をする。しかし、上からやっていくと下に影響を与える、これは当たり前のことなんですから。しかし、それどこからどうやるというのは、排水のいわゆる排水力があると認められるところから必要なところ手をつけていくと。そやけど、下が十分まだはばけよるのに上で詰まるというようなところは早く排除しないと、そこはいつもそんなことになるということなんです。だから、抜本的な対策を立てるに当たって金が要ることになるわけですから、そういう点からいえば、一番やっぱり同意を得ながら当面の間、固定資産税の処理などで土地を借り上げてでも遊水機能を持たせるようなところを確保するなど有効な私は手段やと思いますよ。だから、それを一つの手だてを講じることによって抜本的な後の対策が必要かと。

それから、よく雨水1号とか言います。これどういうふうにできたかといいますと、沖代線に入っとる管、これが下水道管として、もう町が基本的な方針を持たずに分流式や合流式や言うて結局無用の長物になり、実際の機能を果たさんというような状況がある中で、それらの点検をしているときに、その当時は林田川へ放流する手だてを講じると言うたんです。しかし、あれを向こうへ持っていくというたら大変なことになる。だから使わない。一方、やっぱり雨水については下水道対策としてやっていかなければならないということで1号幹線という手当てをしたんですけど、1号幹線はあくまで水路の整備です。深い深いものをつくっても、実際は排水力っ

ていうのはそういうことにはならないんですね。もう全体的な落差に基づいて行わないといけないということになりますから、その上流域にあるところでも、そこがいっぱいになって、東西でいっぱいになるから、南北がさばけんもんですから東西でいっぱいになって、それらの受けになってるところが浸水をする、冠水をする、そうなるんですよ。実態見たらそうですから、だから予測をできるところで、まちづくりの基本にせなあかんと。もう今さら遅い面がありますけど、今からでも手がけていけないといけない問題があるということに気がついていけないといけないんじゃないですか。その点どうですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 遊水地に関しましては、先ほどからも申し上げておりますように、計画変更の中で盛り込んでいこうというような対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 まあまあ、それ何ぼ言うってもそういうことなんだろうと思いますけど、排水路が仮にできても、今ちょっと、あそこを見たかなあ、ドウグワンノ橋のところに公園側からこうなつとるということ。それ衝突すんや、水は。下もそうですわ。農協のところからあそこら辺でみんな衝突すんや。そしたら、弱いほうはもう機能を失うんや。どこもそうなんですよ、全国ね。そやさかい、そういうようなことを含めて、ほんまにあっここで下へ落ちよんですか言うて疑問すら地域の人たちは持っとるんや。ほいで、家が建てば建つほど一気にあっこへ集中するんですよ。どこでもそうなんですよ、遊水なかったら。だから、あれがほんまに機能したんかどうかも検証しといてほしいなあというのが現にあるんですよ。ほたら、機能しとっても全体の水の流れからいうたら機能障害起こしとんだと私は思うんですよ。違いますか。あれだけのことになってくるというのは。はけよ

うけれども、はける量以上に重なってくるといことと、衝突するところの機能というのは全然違ってくると思うんですけどね。そやさかい、そこらは見えとったらわかるんですよ。見えんから、暗渠は。だから、それと大津茂川側からあの辺も、あれは全体的にはフラットのような格好になっとんですわ。取水のためと排水のためというて両方の機能を持ってるのが上太田の北のほうの水路なんですよ。これは前にも指摘したんやけどね。両方の機能を持つとうから、あっちこっち流れるんや。ほいで、大津茂川のかさが上がってくると、そちらへもはばけんから川島の南に行っとうわけですわな。だけど、それも上がってくれば、実際上は排水機能は持たせへんということ。

それから、ちょっと言い忘れましたけど、ヒナサイのところで道路が、こないな物を運ぶような形になったというのもあるわけですから、それらのことも含めて、水の害というのはどこへどういう形で及ぶかわらんから必要な対策を講じるべきやと思います。あと聞きましたんで、おいおいまた指摘したいと思います。

次に移ります。介護保険の見直し等についてであります。通告でも指摘をしておりますように、2012年度、再来年、これは5期目の総合的な見直しってことになるわけですが、介護報酬と診療報酬、これらの同時改定の時期ってことになるわけですが、これに向けまして過日社会保障審議会介護保険部会、これは厚労相の諮問機関なんです、厚生労働省が来年の通常国会に介護保険法の改定案を提出をしようと。それに向けて、11月をめどにこの部会の意見を取りまとめる方針と言われております。これらのニュースは既にキャッチ、掌握しとると思いますが、これによりますと、保険料負担を増やしてサービス取り上げが議論をされておると聞いております。こうなりますと、ますます保険あって介護なしになる可能性があるわけでありまして。これらのことについて、市

町からやっぱり介護保険のほうの基本的な役割、使える保険でないといけないということを再々言いますけれども、お金の窮屈な人が安心して使えるような保険、これが大事なんです。金持ちはどないでもしますけども、やっぱりお金の窮屈な人たちが安心して使える保険にしないといけない、そういう立場から市町が声を上げないと、この方針がまた法律、改正内容になってしまうということで、ニュースをキャッチしとったら、それに向かった取り組みが必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 国のほうでの状況につきましては、審議会の中で議論がといるんです、始まったという情報はキャッチをいたしておりますが、その中身についてはキャッチをいたしておりません。ただ、推測の範囲でございますけれども、やはりこの社会保障制度の大きな一つであります介護保険制度でございます。これまでも改正がございまして、非常にサービスの低下といったような側面もあらわれ、また最近ではその調査方法等によりまして非常にぐあいが悪い部分があるといったようなことがございまして、その際もやはり実態、現場の実態とかかけ離れてはいかんというもとで国のほうも急遽調査をされて手当てをされたということがございます。このたびも23年の策定に向けまして、もうそういった基礎資料、あるいは2月でしたですか、それぞれの関係者のほうに意見、要望を募集をされたというふうに聞いております。特に、やはり介護現場あるいは利用者の方のそういった声というのを反映させるという審議会の意向であろうと思いますが、もちろんこの実態からかけ離れないという部分で必要な調査であったらと思います。今後、自治体向けのそういった国からの調査等がございましたら、やはりそういった機会をとらえまして、我々保険者としての思いといったもんもお伝えをできたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 実際は、言い方としては、老健局長のここでの発言を見とると、2012年度に向けて持続可能な介護保険制度を構築すると。これ、町が言うことと同じこと、どこでも聞くようなことなんやね。その中身は、いわゆる負担を強める、先ほど言いましたけれども、保険料は今全国平均では4,160円と、それを12年度には5,000円を超える金額だと、可能性がある、そこで言うとなんやね。ほた、負担は増えるけれども、介護内容はどうにもならへんということで実際上は、だから11月にこういうことをもくろんでやっていこうと、こういうような動きですし、そのときに地方が声を上げるべきというのは、やっぱり地方が運営する制度ですわね。だから、地方としては運営しやすいように意見を言うけれども、利用者の立場で物は言うてないと。違いますかな。本来は、これを利用する人たちがお金の心配をせずに、もう要らない、ほんで必要なときに必要な介護が受けられる、それが当たり前だと私は思うんですよ。そういうことで、市町、運営者側からの意見だけ言ったんでは、運営しやすいような、保険料上げてもうたりすることだとかしか言わない。ご案内のとおり、やっぱり専門家がその中で言ってることというのは、経団連の側なんかはやっぱり保険料の問題を言ったり、それから給付の制限を言ったり、それは財政的な面でいえばそんなことになるんですわ。しかし、利用する側から言ったら、今何を切って、何とか今の介護でもどうしたらええやろ言うてそれぞれが工夫されてるような実態ですから、その利用する側から物事を考えて反映しない限り、生きた介護保険に対する意見を言ったことに私はならないと思うんですよ。その立場で物を言うかどうかなんや。どうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 立場としましては、利用者の方と、また保険者というのは

若干違うわけですが、負担という意味合いで持ちますと、利用者の方も、また保険者も負担がかかってまいりまして、今言われますように負担がかなり重くなるということになりましたら、我々保険者といたしましても同様でございますから、やはり一種反発といいますか、そういったことが当然中で生じるというふうに思いますので、そういった意味合いで今回の、このたびというんですか、次回の策定に向けての議論というのが非常に難しいなという思いであります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 多分、運営主体のしんどさより、だから運営主体がしんどいから保険料の問題とかで、まあ上げたらええとかということになってくるわけですよ、今の動きは。今ここでやってることはそんなことなんですよ。だから、そんな意見が何で出てくるか、やっぱり運営上そうやりやすいように意見を言ったりするというのが利用者の側からあるわけですからね。むしろ私が言よんのは、ほんまに負担をし、そして保険料を掛けて、そして必要なときに保険を受けたい、使いたい、にもかかわらず使えないことにならないようにしようと思ったら利用者の側からじゃないとあかんねで、どない言っても。それを研究して物を言うということではなかったら、先ほど来国や県やらといろいろ言うてますけども、やはり地方から、特に運営主体からも本当の意味の利用者の側からの声が伝わらないといけないから今私は言よんですよ。その辺はきちっと対応してもらわないといけないと。

それから、すぐに対応できない中に介護度の認定制度があるわけやけど、コンピューター判断じゃなくて、専門家の中でもケアマネが判断すればええと、こういう声もいっぱいあるわけです。そないなとこに金使わんでも、ケアマネが判断してちゃんと公正に行うことが必要やと、すぐに対応できるように。そのためにケアマネあるわけやからね、資格

を持って。だから、そういうことにすべきやということがあり、そういう経費も節減をしたりしていく中に今回の位置づけがなかったらいけないと、こういうふうと思うんです。それらについては認識は一緒ですか、どうですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） もう先ほども申しましたように、実態と離れてはいけないというのがこの前の調査項目のところ実際に生じました。ですから、国といたしましても、また保険者といたしましても、そういった現場というんですか、現場と利用者の接点のところを一番よくわかっているのはケアマネというようなことでございますから、その意見をかなり取り入れたなあとというふうに前は思いました。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 認定審査会みたいなもん廃止をする、いや、コンピューターによるものがもう。それから、ケアマネ判断ちゅうのは当たり前のことで、経費の節減にもなる。その点は後々ちょっと経過見ときたいと思いますが、今物言わないと、決まってから言うたら、法律ですから言うておたくら皆言うわけやから、今物言うて、今の時点で利用者の本当の声を反映すべきやと思いますので、その点また後々にも追及もしたいと思います。その点確認をしておいてください。

それから次に、何分なったかな。

○議長（佐野芳彦） 10。

（「残り12分」の声あり）

○桜井公晴議員 うんうん、まあまあ、災害のほうでちょっと思ってたから、それでいいですわ。

3つ目、教育基本法に基づく食育推進計画についてですが、食育基本法は、その目的に「食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し」としまして、その18条2項で「市町村は市町村食育推進計画を作成

し、または変更したときは、速やかにその要旨を公表しなければならない」と、こういうふうにしております。本町においても食育推進計画を定める必要があると思いますけれども、この対応について。特に安全・安心の食事をしていく上で、また産する人たちの取り組みをじかに見ることも含めて、本町の取り組みは必要だと思うんです。その点、方針等について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 食育への取り組みでございますが、本町におきましては食育基本法ができる前、平成15年に10カ年の計画ということで、太子町地域保健推進計画を策定をいたしております。その中の健康づくり部分、健康づくりに関する部分を健康たいし21計画ということでまとめまして、住民の皆様と行政が一体となって健康づくりを推進するというところでこれまで来ております。ちなみに健康たいし21計画の7つの分野がございますが、その第1の分野が栄養、食生活ということになっております。それで、この10年計画であります地域保健推進計画をこの平成24年度に見直すということになっておりまして、このとき同時に食育推進計画を策定したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただ、24年というたら何年後ですか。ゆっくりしておるわけではいかんし、今家畜の口蹄疫の問題がありますわね。そういう中で何が問題になるかというたら、宮崎なんかでは観光行政にも影響与えとると、こういう問題も今報道されてるとおりでありますから、少なくとも先に学校給食の面では上田議員も質問されておりますことも含めて地産地消、それからこれは市町村の計画とあわせて学校などの計画もしないといけないというのが食育基本法ですわね。その辺をどう位置づけて今後食育を進めるかだと思うんですが、目的を説明しておりますように、本当にこの食育計画というのはなぜ今ごろ起

こるんかという、17年の制定ですから、今ごろに食育基本法を定めてどないするんやという意見もあった中でこれを定める、そういうことになってきたわけですから、その意義をしっかり受けとめて取り組むということ、任意性の、今のところは制定義務は直接課せられてるわけじゃないからゆっくりしとこうというようなことかもしれませんが、この食育計画に基づいてつくっていくと、やっぱりこれに基づいてやらなきゃならないということになるわけ。だから、24年までゆっくりしとこうということなんですか。ちゃんとつくって、それに縛られながら推進するというのが学校給食も含めてじゃないですか。これ、教育長には昨年6月にも尋ねたことです。6月やったかな。何月かに尋ねましたな。学校でもちゃんとこれに基づいて、基本法に基づいてやるべきやと。その辺どうなんですかね。ゆっくりしとんのは今の時代ではないですよ。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ゆっくりしてゐるのではないかというご指摘なんです、努力規定でございます。そういう意味合いではないんですが、今、先ほど申しましたように、それに類似する健康たいし21計画を今推進中ということもございまして、まだ食育推進計画のほうへの策定には至っておりませんが、やはりこの事業内容にいたしましても管理栄養士の職員を新規採用して、こういった食育また並びに健康づくりにそのスタッフを調えるといったことをやっておりますし、今各種健康教室、もう食育の教室を開催をいたしております、ただ漫然としておるというわけではございません。ただ、やはり国の基本計画、また県の推進計画等がもう策定をされておりますので、その内容に沿って本町での推進計画というのは策定をするということでございます。その年度が24年度予定ということでございまして、以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によ

って会議時間を延長します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 再度言うときですが、5条の子供の食育、それから6条の食に関する体験、それから伝統文化、食文化、これ大事なことです。それがはっきりこの中にうたわれて、一緒に考えて一緒に臨む以外に地産地消の問題も定着しないと思いますんで、それまた後で指摘はします。

次の4番目の住民と協働、住民参加のまちづくりについてに移りたいと思います。

基本計画等の推進に当たりまして、個々の計画の策定段階から決定、施行の段階のすべてにわたりまして住民の参加と協働でなければ私はならんと今も思いますし、強く言いたいと思います。これを実践するためには、まちづくり基本条例（自治基本条例）というのが制定で担保していく必要があると思いますが、取り組みの経過について説明を求めます。

あわせて、条例がもしなくても、総合計画でもうたってるような成熟段階からの住民参加を具体的に進めるということでないといけないと思うんですが、その点について取り組み、また対応について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 住民との協働、住民参加のまちづくりについて、またまちづくり基本条例の制定が必要であろうというご質問であります。

まちづくりを進めていく上におきましては、住民参加が不可欠であり、そのためには住民参加条例もしくはまちづくり条例等を定めて、住民の参加を制度的に保障することが大切であろうとのご意見につきましては、従前からご質問いただいております。

自立のまちづくりを進めていくためには、まず行財政改革への取り組みが最重要であり、その上で住民、議会、行政、この三者が一体となるまちづくりを進めていく、連携と協力、いわゆる参画と協働が有効に活動する環境を整理していくことが不可欠であろうと

いうふうに考えております。

現在、町のほうにおきましても、住民参加の機会としましては、パブリックコメント制度による住民の意見聴取の手法の導入、また公募による各種審議会委員としての参加機会の創設、協働を進めるために不可欠な情報公開制度の導入による住民との情報共有化のための制度など、参画の制度の準備を進めております。

住民に積極的に行政に参画いただくためには、行政情報を適切に住民のもとに届けることが大切であり、その取り組みとして「広報たいし」また町ホームページ等の内容を充実させ、町民にとってわかりやすい情報の提供を行い、行政と住民との種々の情報の共有を図るとともに、より多くの住民に参画と協働を促していきたいと考えております。

また、まちづくりの集いや出前講座の開催等を推進するなど、まちづくりに対する住民の参加意欲の高まりを推し進めてまいります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今、全国的には、3月31日現在なんです、制定団体は182と、こういうふうになっており、兵庫県下でも朝来、篠山、相生、宝塚等があるんやね。だから、それは一方、今、議会基本条例の検討、成案はしてるわけ、今協議中ではありますが、これらと同じように、一方ではやはり議会もこの取り組みをしとる。町の側にとりましても確かな裏づけとなる参加の基本なんで、これが今言われるようなものでは、すべて満たしてるとは決して言えない。すべての段階で、町がこれまでうたってきた方針から見ても当然門戸を開くものが違うし、手段としてパブリックコメントやとか、そういうものではないと。すべての町民がそれへひとしく情報を共有し、政策方針をつくる場合に、また施策の大型のものをつくっていく場合に、やはり参加を条件とする場合の情報を公開する、当たり前のことなんですけども、意思決定の段階

から住民の参画を仰ぎと町は言うとなやね、仰ぎ仰ぎ言うて。仰ぎという言葉を使ったらええだけではないんですよ。一緒になって考えて、一緒になって推進する。ほんで、行政、議会、住民、それが一体となるような取り組みというのは当たり前のことなんですけども、まだ時期尚早的なことを、同じことを言っとるなあと思ってるんですけど、やっぱり責任を持って情報を提供して一緒にやるという姿勢に立つべきだと思います。

あと何分。

（「4分50秒」の声あり）

次に移ります。また後々指摘もします。

最後の質問に移りたいと思います。この問題というのは、少子・高齢社会に向けた取り組みとしてのことで伺っておきたいと思いますが、通告でもしておりますように、県は少子・高齢社会における質の高い生活の実現に向けてをテーマにした県民意識調査の結果を先ほど発表しました。この結果の理想の子供の数、理想とする少子・高齢社会の姿、希望する今後の高齢社会対策、子育てに係る問題点、子育てに関して行政に望む地域への支援等について、本町でも関心を持って対応する必要が私はあると思うんです。この取り組み等について。ほいで、この内容は私は照会も受けとうへんねやけど、承知しとるわね、町側は。しとるね。これの一つ一つについて、私は全部を答えてもらわんでもええと思っんです。今、指摘したことについて太子町で生かしていくことが大切やと思います。内容は、できたら理想の子供の数と、先ほど言ったことについて、住民意識調査の結果答えているものはそっちから紹介してください。私は言いませんので、時間の関係で。そちらからちょっと紹介してくれませんか。見とんですから、結果も、これはこうですと。それをどう生かすということを説明してくれて言うとなや、私は。説明してください。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 県民意識調査というんですか、成果のもんは手元に持って

また次に、子育てというんですか、子供に  
関しましては、子育てに関する問題点として  
一番多いのは、子育てしやすい労働条件が不  
十分で、子育てにはお金がかかるということ  
が57.9%といった高い率でございます。ま  
た、保育所や幼稚園などの施設やサービスの

○桜井公晴議員　今、何でもかき取りを、既に私が指摘していることについての答えはいただきましたんですが、理想の子供の数というのは皆さんも思ってるけど、3人が5割あるんやね。しかし、それを産んで育てるような環境条件にないということ。さらには、健康で安心して暮らせるということが少子・高齢社会の姿としては74%もあるってのは。これに向かってすべての諸施策がかじ取りされないといけない。納めた税金がこちらに主に使われていくような取り組みこそ大事やと私は思うんです。そういう点からと、それから子育てには手当を出すだけの問題ではなくて、先ほども説明があったように保育所や幼稚園、これらの施設やサービスの充実がなかったらあかんのやと。経済的な面よりも、むしろこれらのことのほうが大事やということと、もちろん年金の充実がありますけれども、老人医療の確保、介護の内容の充実、こんなんで初めて安心できるんですよ。こういう社会の構築のために町が取り組まないといけないと思うんですが、その点の取り組み、今披瀝されたけども、どない取り組むんか、

ひとつ再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 全体をとらまえての問題やら、先ほど私申し上げましたのは、やはり地域でのつながりというのが今後非常にクローズアップされてくるというようなことで特に申し上げました。それぞれの方策につきましては、これから探っていく部分がかかなりございます。今現在推進をしておるサロンづくりなんかは例として挙げましたんですが、そういったことで、地域の中での触れ合いが生まれる方策を探っていくということでございます。

負担の問題というのはもう必ず出てまいりまして、我々自治体のほうもそうですし、また保険者についてもそうです。また、国のおきまして、この負担と給付ということが問題となりまして、議論の中心となるのはこの問題ということでございますから、我々も当然その部分、非常にデリケートでございます。そのバランスをとりながらの方策ですから、非常に難しさというものがございしますが、何とかやはり住みよいまちづくりのために探っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第6号 30人以下学級
実現、義務教育費国庫負担制
度拡充に係る意見書の採択を
求める請願

日程第3 請願第7号 保育制度改革に
関する請願

○議長（佐野芳彦） 日程第2、請願第6号
30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度
拡充に係る意見書の採択を求める請願及び日
程第3、請願第7号保育制度改革に関する請
願を一括議題とします。

ただいま上程中の請願第6号及び請願第7
号は、会議規則第92条第1項の規定により、
お手元に配りました請願付託表のとおり福祉
文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月11日午前10時から再開し
ます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。お疲れさまでした。

（散会 午後5時08分）